

府中市地域公共交通総合連携計画

平成21年3月

府中市

目 次

序章 はじめに	1
1 背景と目的	1
2 検討の経緯	1
第1章 府中市の公共交通の現状	2
1 府中市の概況	2
(1) 位置・地勢	2
(2) 人口	3
(3) 主要施設	6
(4) 小中学校の統廃合	7
2 府中市の交通体系の現状	8
(1) 公共交通路線網	8
(2) 鉄道	9
(3) バス路線	10
(4) その他の移動手段（行政目的移動サービスなど）	12
(5) 移動手段確保に係る行政負担の状況	16
(6) 公共交通不便地域の状況	17
第2章 府中市地域公共交通総合連携計画の考え方	18
1 地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針	18
2 地域公共交通総合連携計画の区域	19
3 計画期間	19
4 地域公共交通総合連携計画の目標	19
5 取り組み体制	20
6 目指す交通体系	20
第3章 目標を達成するために行う事業の方向性	21
1 効果的・効率的な公共交通体系の構築	23
(1) 広域移動サービスの見直し	23
(2) 地域内移動サービスの見直し（府中地域）	25
(3) 地域内移動サービスの見直し（上下地域）	27
(4) 市街地移動サービスの見直し	29
(5) 交通結節点や主要拠点の機能向上	31
2 利用しやすい環境づくり	33
(1) わかりやすい情報提供の実施	33
(2) 公共交通を支える基盤環境の整備	35

3 公共交通を支え・育てる体制づくり	37
(1) 地域との連携	37
(2) モビリティ・マネジメントの実施	39
第4章 目標を達成するために行う事業及びその実施主体	41
資料編	43

序章 はじめに

1 背景と目的

近年の急速な少子高齢化の進展、マイカー利用の増加により、公共交通の利用は減少傾向にあり、維持存続に困難な状況が生じています。こうした社会情勢の変化に対応し、地域住民の生活に係る移動の確保、活力ある都市活動の実現、さらには観光や地域間交流の促進、環境にやさしい移動の実現といった観点から、公共交通の活性化及び再生を推進することが重要となっています。これらを踏まえ、地域の公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組み及び創意工夫を総合的、一体的かつ効率的に推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、「活性化再生法」という。）」が平成 19 年に施行されました。

本市における公共交通、特にその中心を担う路線バスについては、民間バス事業者が撤退した路線を市が引き継ぎ、廃止代替バスとして事業者に委託し運行を継続している路線が大半です。そのため事業の採算性は低く、その支出が市にとって大きな負担となっています。

一方、合併による生活圏域の拡大などに伴い住民の移動ニーズは多様化しており、個々の地域の置かれた状況に応じた効果的で効率的な公共交通サービスを講じていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、活性化再生法に基づく「府中市地域公共交通総合連携計画（以下、「連携計画」という。）」として、本市の望ましい公共交通体系の構築に向けた具体的な施策、事業の計画策定を行うこととしました。

2 検討の経緯

府中市では、平成 19 年度にアンケートやヒアリングなどの調査を実施し、路線バスを中心とする生活交通の現状と課題を把握し、公共交通不便地域の解消や効率的なバス運行を実施するための基本指針として、「府中市生活交通再編計画」を策定しました。

平成 20 年度は、活性化再生法の施行を受け、生活交通再編計画の基本方針を踏まえ、市民、交通事業者、行政（国、県、市）などを交えた「府中市地域公共交通活性化協議会」により、具体的な施策、事業の計画策定を行うこととしました。

第1章 府中市の公共交通の現状

1 府中市の概況

現在の府中市は、昭和 29（1954）年 3 月 31 日に芦品郡府中町、岩谷村など周辺 6 町村が合併して誕生しました。その後 4 町村を編入し、昭和 50（1975）年 2 月 1 日に芦品郡協和村、平成 16（2004）年 4 月 1 日に甲奴郡上下町を編入合併し、現在の市域となっています。

(1) 位置・地勢

府中市は広島県の東南部内陸地帯に位置しており、福山都市圏の中核をなす一都市です。面積の大半が山地で、三方を山で囲まれた盆地を形成しており、西北部から東南部にかけて、県内三大河川の一つである芦田川が縦貫しています。その流域の両側には、平野が広がり、美しい山並みを背景に、住宅、商店、工場などが立ち並び、市街地が展開しています。山系は、神石及び世羅方面からのびた中国山脈の余脈で標高 400m～800m に及ぶ小規模連山が市街地の西・南・北部を囲んでいます。

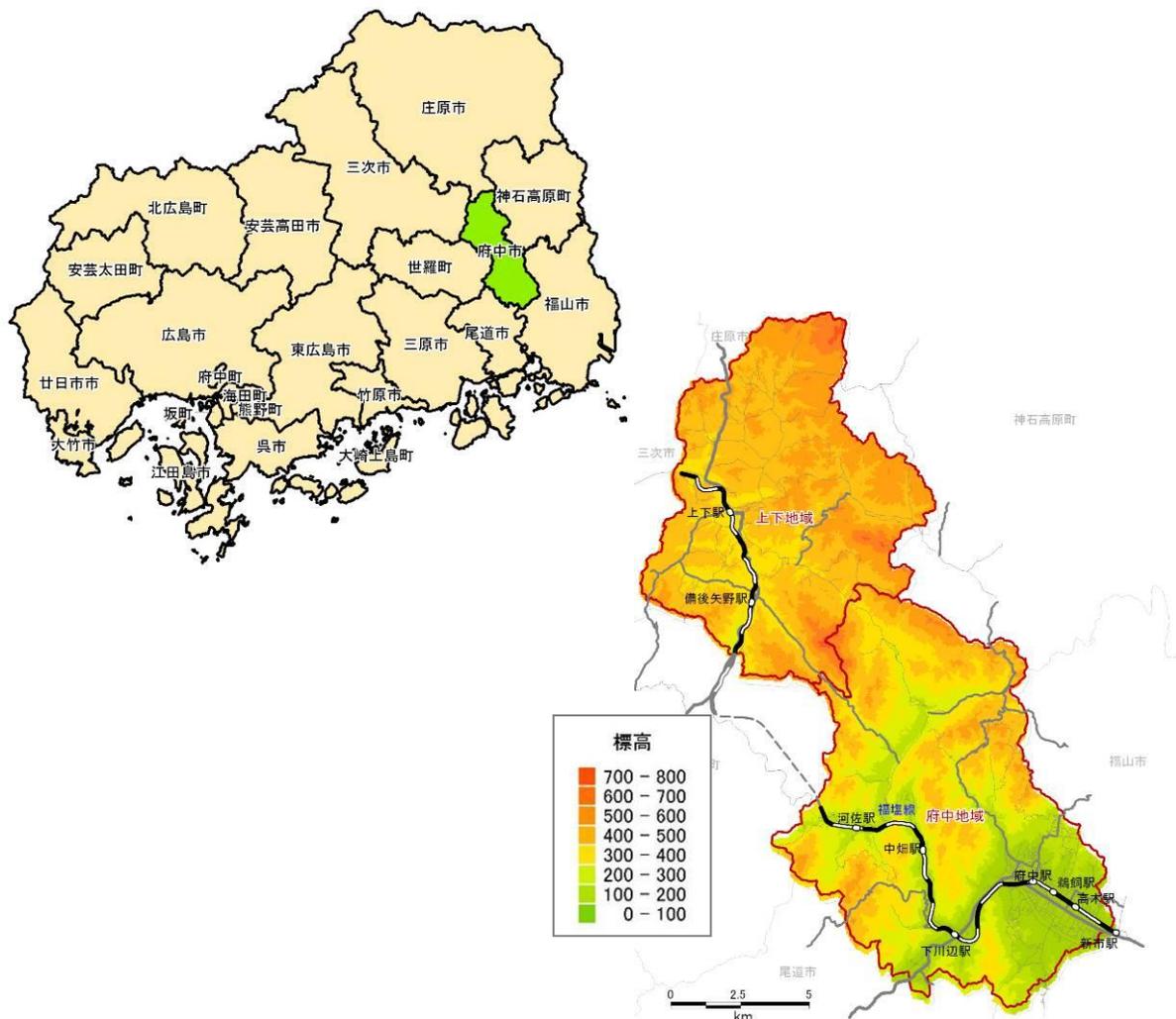
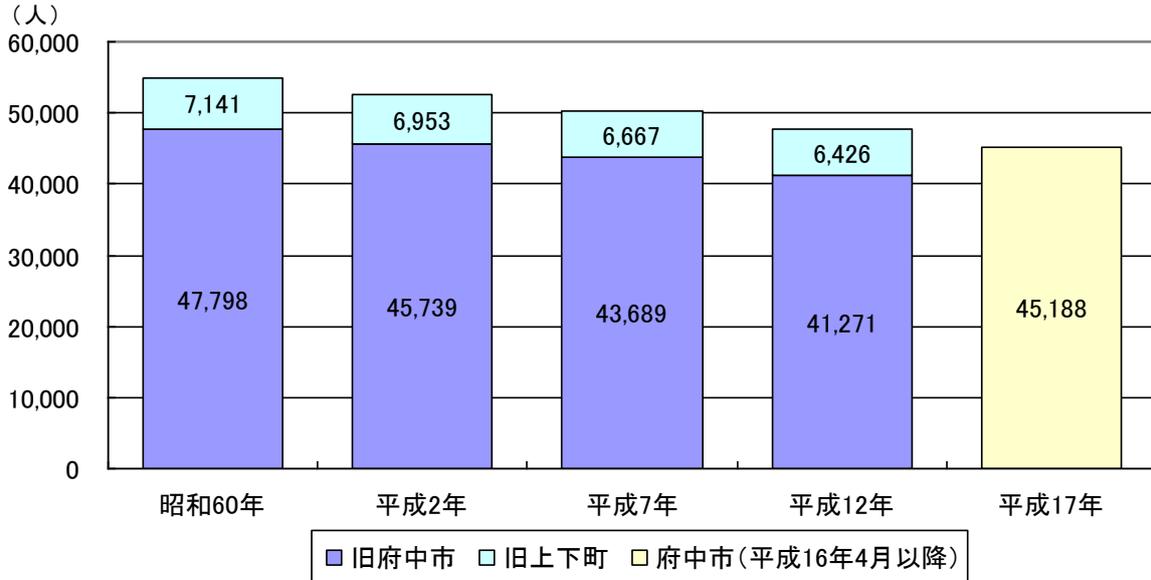


図 1-1 府中市の位置、地勢

(2) 人口

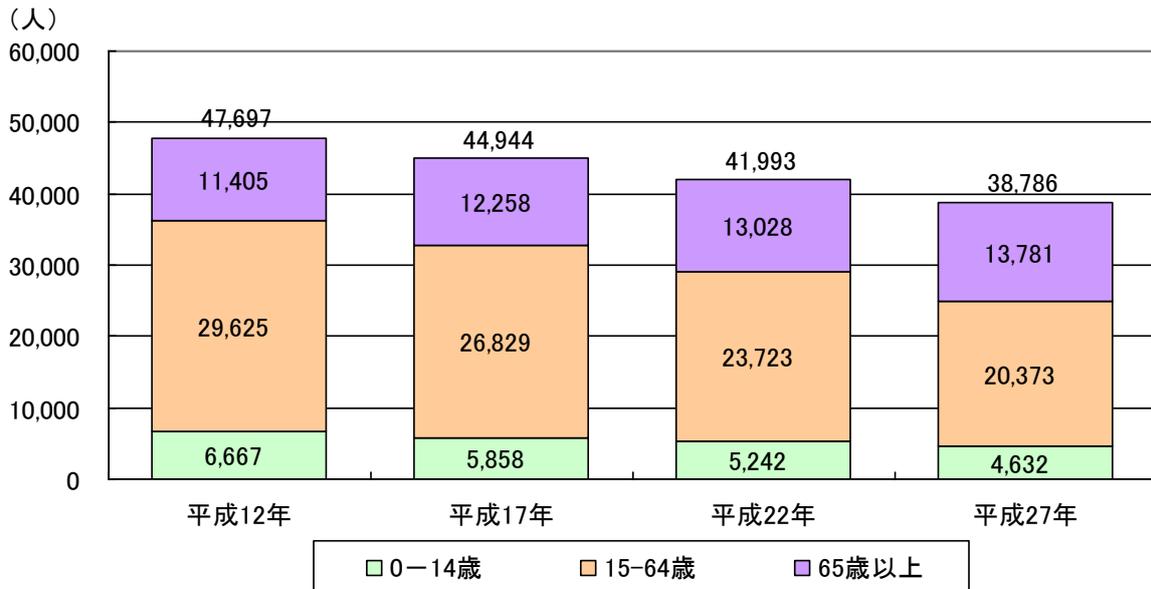
ア 人口の推移

平成20年11月現在の人口は約4万5千人であり、昭和60年以降は減少傾向が続いています。人口の将来推計によると、平成27年（2015年）には、総人口が約4万人となり、65歳以上の高齢者の占める割合が増加することが予測されています。



資料：国勢調査

図 1-2 府中市の人口の推移



資料：府中市・上下町合併建設計画

図 1-3 府中市の人口の将来推計

ウ 高齢化

特に上下地域で高齢化の進展が顕著であり、有福、深江、国留、階見などの縁辺部において高齢化率が高い状況にあります。府中地域においても、斗升、行藤、木野山、荒谷などの北部地域で高齢化率が高くなっています。

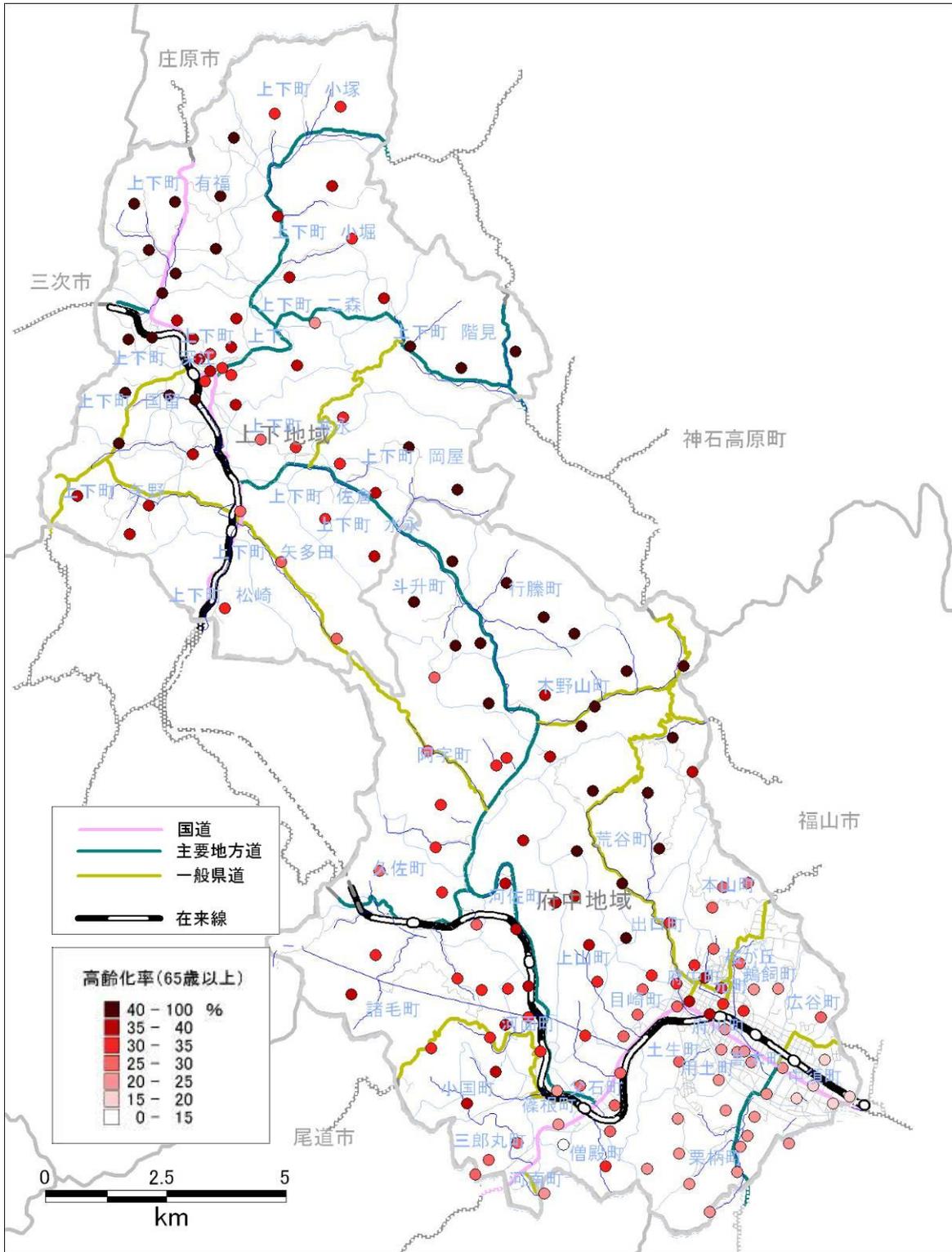


図 1-5 府中市の各集落の高齢化率（平成 17 年度）

(3) 主要施設

人口の分布と同様に、府中駅周辺および上下駅周辺に各種機能の集積が見られます。一部、教育機関（特に小中学校）などについては、これらの拠点以外にも広く分布しています。

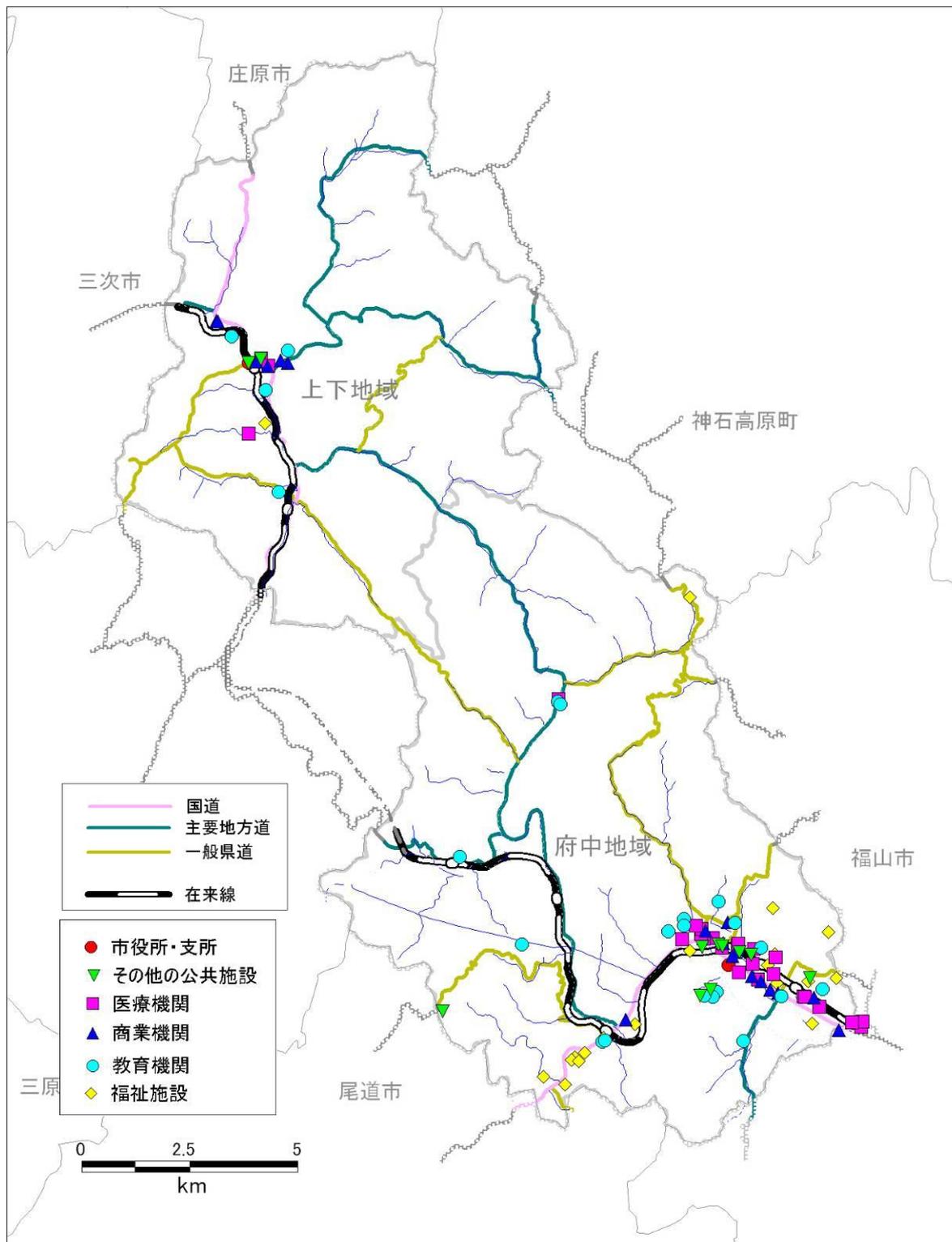


図 1-6 府中市における主要施設の分布

(4) 小中学校の統廃合

府中地域では小中学校の統廃合計画があり、これに合わせてスクールバスの運行が予定されています。

なお、小中学校の統廃合に伴う通学手段の確保については、当面、路線バス（委託路線）の現存車両を活用した専用スクールバスによる通学を想定しています。将来的に通学需要が減少した場合には効率的な運行を実施するため、通学需要と同じ方面への一般の交通需要にも対応できるよう、スクールバスの一般混乗化を視野に入れる必要があります。

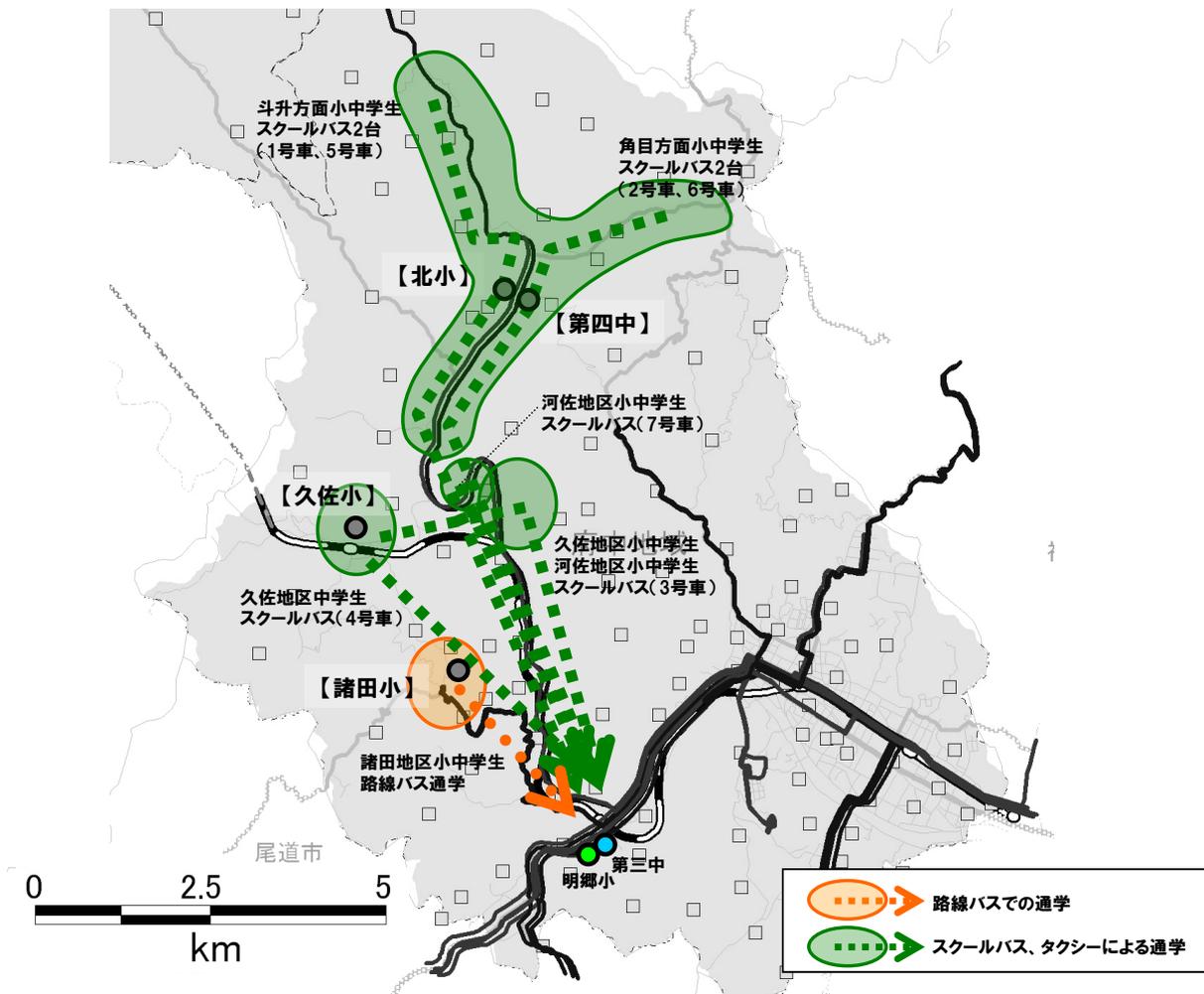
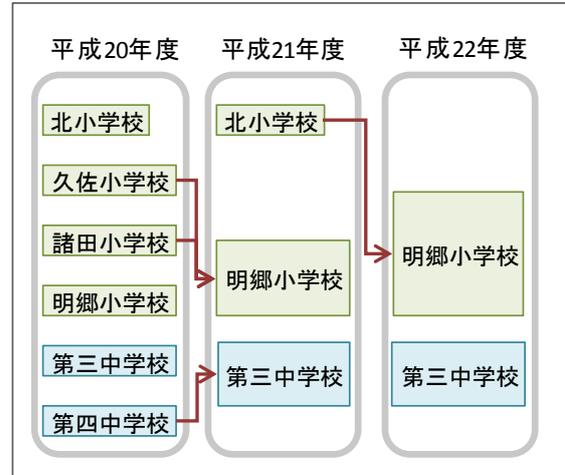


図 1-7 学校の統廃合によるスクールバスの計画（平成 22 年度）

2 府中市の交通体系の現状

(1) 公共交通路線網

鉄道は、JR福塩線が市内を運行しており、福山駅（福山市）で山陽新幹線、山陽本線と、塩町駅（三次市）で芸備線とそれぞれ接続しています。

路線バスは、府中地域の幹線道路を中心に、民間のバス事業者が運行する「4条路線」が運行されています。府中地域の周辺部や上下地域では、民間バス事業者が撤退した路線を市が引き継ぎ、廃止代替バスとして事業者に委託し運行を継続している「みなし4条路線」が運行されています。

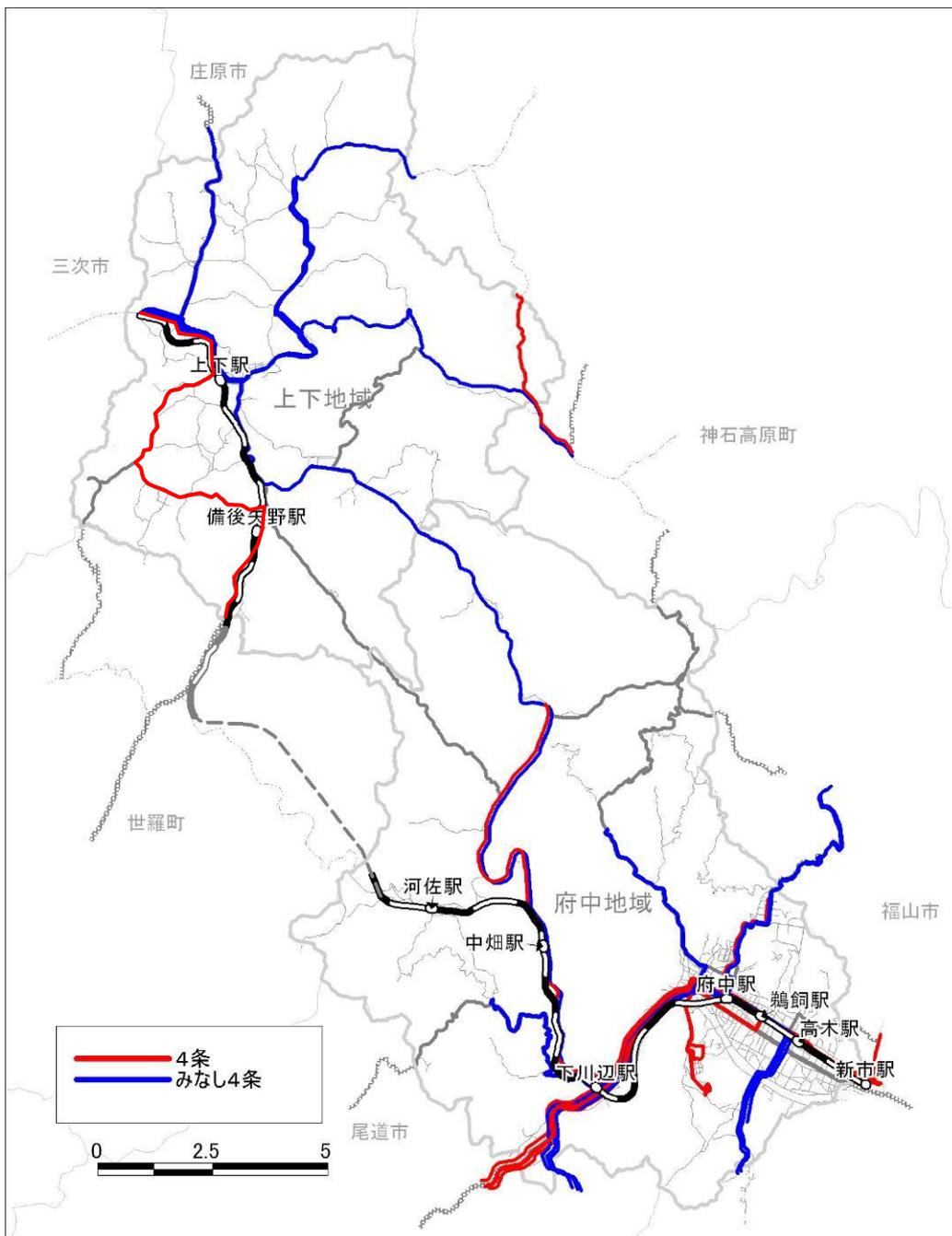


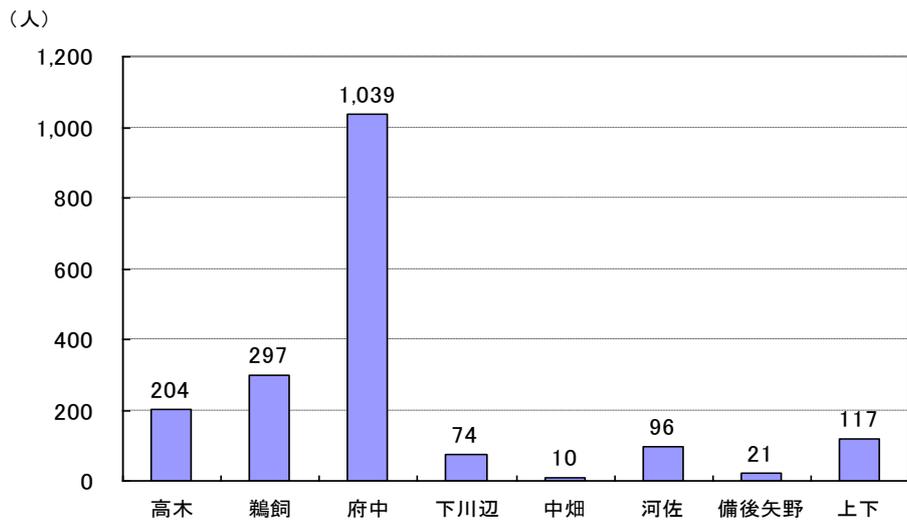
図 1-8 府中市の公共交通路線網

(2) 鉄道

府中駅を中心に考えると、JR福塩線は平日、土日祝日ともに福山方面へ28往復、三次方面へ8往復が運行しています。

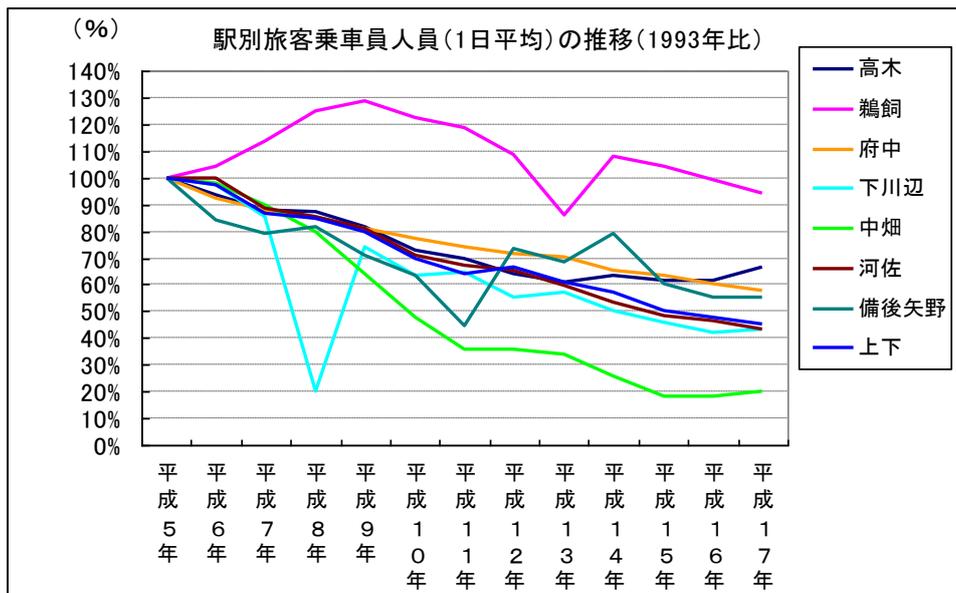
市内における駅別の利用者数は府中駅が最も多く、1日あたり約1,000人であり、次いで鶉飼駅の約300人、上下地域の中心に位置する上下駅は約100人です。

駅別の利用者数の推移を見ると、平成5年以降、周辺の開発が盛んに行われた鶉飼駅については、一時的に増加しているものの、他の駅については減少傾向が続いています。一時的に利用者が増加していた鶉飼駅についても、近年は減少傾向に転じています。



資料：府中市統計要覧（平成18年度版）

図 1-9 府中市内駅別旅客乗車人員（1日平均）（平成17年度実績）



資料：府中市統計要覧（平成18年度版）

図 1-10 JR福塩線駅別旅客乗車人員（1日平均）の推移

(3) バス路線

民間のバス事業者が運行する「4条路線」が計11系統（広域路線：7系統、市内完結路線：4系統）、民間バス事業者が撤退した路線を市が引き継ぎ、廃止代替バスとして事業者に委託し、運行を継続している「みなし4条路線」が計34系統運行されています。

表 1-1 4条路線（広域路線）の系統一覧（平成19年度実績）

運行区分	バス事業者名	運行系統			系統キロ	関係市町村名	運行回数(回)	乗車密度	1日当輸送量	運行補助経費総額(千円)
		起点	主な経由地	終点						
1	乗合 中国バス	福山	中国中央病院 目崎車庫	木ノ山	35.8	福山市 府中市	4.0	4.2	16.80	—
2	乗合 中国バス	福山	中国中央病院 目崎車庫	市出張所	33.7	福山市 府中市 尾道市	4.7	3.9	18.30	—
3	乗合 中国バス	目崎車庫	山守	福山	21.1	福山市 府中市	26.2	3.9	102.10	—
4	乗合 中国バス	福山	市木ノ庄	尾道駅前	50.4	福山市 府中市 尾道市	3.5	4.6	16.10	—
5	乗合 中国バス	目崎車庫		市出張所	10.9	府中市 尾道市	1.2	1.6	1.90	—
6	乗合 中国バス	金丸車庫	市木ノ庄	如水館前	53.0	福山市 府中市 三原市	0.7	2.8	1.90	—
7	乗合 中国バス	呉ヶ峠	牧高蓋	福山	54.7	福山市 府中市 庄原市 神石高原町	2.0	4.7	9.40	—

表 1-2 4条路線（市内完結路線）の系統一覧（平成19年度実績）

運行区分	バス事業者名	運行系統			系統キロ	関係市町村名	運行回数(回)	乗車密度	1日当輸送量	運行補助経費(千円)
		起点	主な経由地	終点						
1	乗合 中国バス	大門	大池・鶴飼・府中東高	大門	10.5	府中市	6.0	1.7	10.20	1,898
2	乗合 中国バス	大門	大池・鶴飼・大池	大門	9.7	府中市	4.0	2.7	10.80	1,206
3	乗合 中国バス	目崎車庫		本山団地	5.0	府中市	2.0	0.3	0.60	610
4	乗合 中国バス	木ノ山		斗升	3.7	府中市	1.0	2.0	2.00	—

表 1-3 みなし4条路線の系統一覧（平成19年度実績）

	運行区分	バス事業者名	運行系統			系統キロ	関係市町村名	運行回数(回)	乗車密度	1日当輸送量	運行補助経費(千円)
			起点	主な経由地	終点						
1	委託	中国バス	府中郵便局		横山	5.7	府中市	1.5	0.5	0.75	1,094
2	委託	中国バス	加谷	府中郵便局	横山	10.9	府中市	0.5	1.1	0.55	742
3	委託	中国バス	登呂茂口	府中郵便局	横山	10.2	府中市	0.5	1.7	0.85	474
4	委託	中国バス	枝上		府中郵便局	14.0	府中市 尾道市	1.0	0.9	0.90	966
5	委託	中国バス	市出張所	三郎の滝入口	目崎車庫	18.9	府中市 尾道市	2.5	1.0	2.50	1,250
6	委託	中国バス	菅	三郎の滝入口	目崎車庫	10.9	府中市 尾道市(土曜)	1.0	0.3	0.30	56
7	委託	中国バス	枝上	府中郵便局	登呂茂口	18.5	府中市 尾道市	0.5	0.2	0.10	680
8	委託	中国バス	枝上		目崎車庫	12.1	府中市 尾道市	0.5	1.0	0.50	311
9	委託	中国バス	目崎車庫		加谷	7.1	府中市	2.0	0.0	0.00	1,774
10	委託	中国バス	目崎車庫		登呂茂口	6.4	府中市	4.0	0.3	1.20	3,450
11	委託	中国バス	目崎車庫	本山	金丸車庫	9.8	府中市 福山市	4.5	1.1	4.95	2,483
12	委託	中国バス	横山	本山	金丸車庫	13.6	府中市 福山市	0.5	1.0	0.50	436
13	委託	中国バス	目崎車庫	下川辺	諸田農協	8.1	府中市	1.5	1.7	2.55	626
14	委託	中国バス	下川辺		諸田農協	5.7	府中市	1.0	1.3	1.30	315
15	委託	中国バス	加谷	目崎車庫	諸田農協	15.2	府中市	0.5	1.6	0.80	444
16	委託	中国バス	府中郵便局	田総の里	庄原	60.0	府中市 庄原市	0.5	1.2	0.60	2,148
17	委託	中国バス	府中郵便局		上下駅前	28.5	府中市	0.5	1.8	0.90	1,504
18	委託	中国バス	目崎車庫	かんぼの郷	庄原	60.6	府中市 庄原市	1.0	2.4	2.40	3,206
19	委託	中国バス	目崎車庫		上下駅前	26.6	府中市	3.5	0.9	3.15	11,876
20	委託	中国バス	目崎車庫	上下駅前	田総の里	45.3	府中市 庄原市	0.5	1.6	0.80	1,866
21	委託	中国バス	田総の里	太郎丸	上下駅前	20.6	府中市 三次市 庄原市	2.0	0.8	1.60	538
22	委託	中国バス	甲山営業所	青近・反田	上下駅前	27.5	府中市 三次市 世羅町	0.5	0.8	0.40	137
23	委託	中国バス	上下駅前	反田	東駐在所	17.3	府中市 三次市 世羅町	0.5	0.7	0.35	138
24	委託	中国バス	東駐在所	三島・反田	上下駅前	16.9	府中市 三次市 世羅町	0.5	1.0	0.00	130
25	委託	中国バス	世羅中央病院	甲山営業所 青近・反田	上下駅前	30.5	府中市 三次市 世羅町	0.5	0.1	0.00	155
26	委託	中国バス	神石町役場		上下駅前	21.8	府中市 神石高原町	5.5	1.7	9.35	5,864
27	委託	中国バス	上下駅前	上原	神石町役場	28.4	府中市 神石高原町	0.5	1.8	0.90	280
28	委託	中国バス	上下駅前		後谷入口	7.1	府中市	1.0	1.7	1.70	89
29	委託	中国バス	上下駅前		高蓋	12.0	府中市 神石高原町	4.0	0.6	2.40	5,220
30	委託	中国バス	上下駅前		庄原駅前	27.2	府中市 庄原市	0.5	1.6	0.80	287
31	委託	中国バス	上下駅前		田総の里	18.7	府中市 庄原市	1.0	1.2	1.20	685
32	委託	中国バス	上下駅前	田総の里	庄原駅前	31.5	府中市 庄原市	1.0	1.5	1.50	596
33	委託	中国バス	上下駅前	かんぼの郷	庄原駅前	34.8	府中市 庄原市	1.0	1.6	1.60	581
34	委託	中国バス	上下駅前	田総の里 のぞみが丘	三良坂駅前	29.7	府中市 庄原市 三次市	0.5	0.5	0.25	297

(4) その他の移動手段（行政目的移動サービスなど）

府中市における公共交通以外の移動手段として、過疎地域移動支援事業（おたっしや号）やスクールバス・タクシーが地域内移動の中心的な役割を担っています。

過疎地域移動支援事業（おたっしや号）は、各方面に週2回、上下地域中心部の医療施設までの移動を担っており、主に高齢者が利用しています。利用は平均すると1便あたり5～14人程度です。

スクールバス・タクシーについては、主に府中地域北部や上下地域縁辺部における小中学生の通学移動を担っており、利用登録者ベースで97人です。

その他、福祉部門の外出支援サービスやデイサービス、保育所への通所バス・タクシーなどが運行されています。

- 過疎地域移動支援事業（おたっしや号）
- スクールバス・タクシー

- 福祉送迎、デイサービスなど
- 通所バス・タクシー
- 府中市立図書館、POM府中市こどもの国行きバス

表 1-4 過疎地域移動支援事業（おたっしや号）の運行状況（平成19年度実績）

事業名	コース	運行日・回数	乗車定員	年間利用者数	1便当たり利用者数
過疎地域移動支援事業 （おたっしや号）	矢多田・松崎	毎週月・水曜日	27	1,005	5.3
	吉野	毎週火・木曜日	27	2,841	14.2
	矢野	毎週水・金曜日	27	1,060	5.2
	清岳	毎週月・木曜日	27	1,142	6.1
	階見	毎週火・金曜日	27	2,080	10.3

表 1-5 スクールバス・タクシーの運行状況（平成19年度実績）

学校名	運行ルート	便数(便)		利用登録者数(人)			乗車定員
		登校	下校	総数	小学生	中学生	
岩谷小学校	上山線(タクシー)	216	424	7	7	0	ナイン(登校) 小型(下校)
上下南小学校	1号路線	209	359	37	37	0	35人 (大型・9m以下)
	5号路線	207	357	3	3	0	タクシー
上下北小学校	2号路線	190	312	21	21	0	29人 (マイクロ・7m以下)
	3号路線	210	330	25	25	0	29人 (マイクロ・7m以下)
	4号路線	210	330	9	9	0	29人 (マイクロ・7m以下)
北小学校	空木線	年間500		6	6	0	29人 (マイクロ・7m以下)

表 1-6 福祉部門の移動サービスの運行状況（平成19年度実績）

事業名	コース	運行日回数	乗車定員	年間利用者数	1便当たり利用者数
福祉送迎 (外出支援サービス)	荒谷	金 98	9	534	5.4
	上山	火 98	9	426	4.3
	僧殿	隔週 金 50	9	326	6.5
	父石	隔週 金 48	9	209	4.3
	本山	隔週 月 40	9	202	5.0
	栗柄				
	諸毛	隔週 金 46	9	184	4.0
	協和				
デイサービス	1・2中学区	月水金 286	9	1,575	5.5
運動器機能向上事業	1コース	火木 103	9	521	5.0

表 1-7 通所バス・タクシーの運行状況（平成19年度実績）

保育所名	運行ルート	便数(便)		利用登録者数(人)		車両	乗車定員(人)
		登所	降所	総数	児童		
上下保育所	矢野・清岳	1	1	33	33	市所有	大人3・子ども49、大人29
	吉野	1	1	18	18	業者バス	大人3・子ども49、大人29
	階見	1	1	6	6	タクシー	5
	矢野・国留	1	1	4	4	タクシー	5
下川辺保育所	河佐	1	1	2	2	タクシー	5

表 1-8 府中市立図書館・POM 府中市こどもの国行きバスの運行状況（平成19年度実績）

事業名	コース	運行日回数	乗車定員	年間利用者数	1便当たり利用者数
府中市立図書館・POM 府中市こどもの国行きバス	上下北・上下南小学校	12	28	56	4.6
	北小学校	12	28	0	0
	明郷小学校	12	28	0	0
	栗生・国府小学校	12	28	5	0.4
	諸田・久佐小学校	12	28	2	0.1
	旭小学校	12	28	0	0
	合計		-	-	63

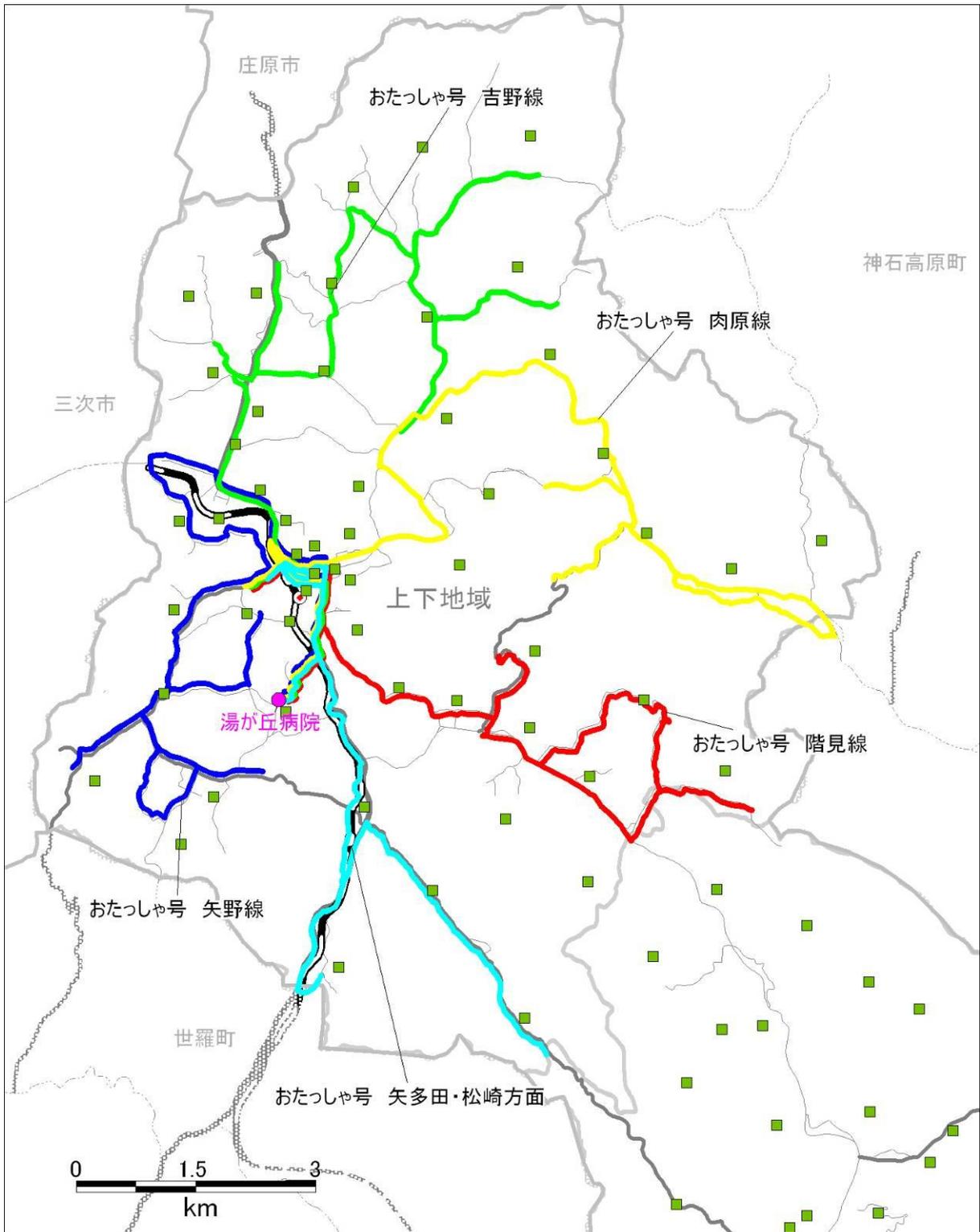


図 1-11 過疎地域移動支援事業（おたっしや号）の運行経路

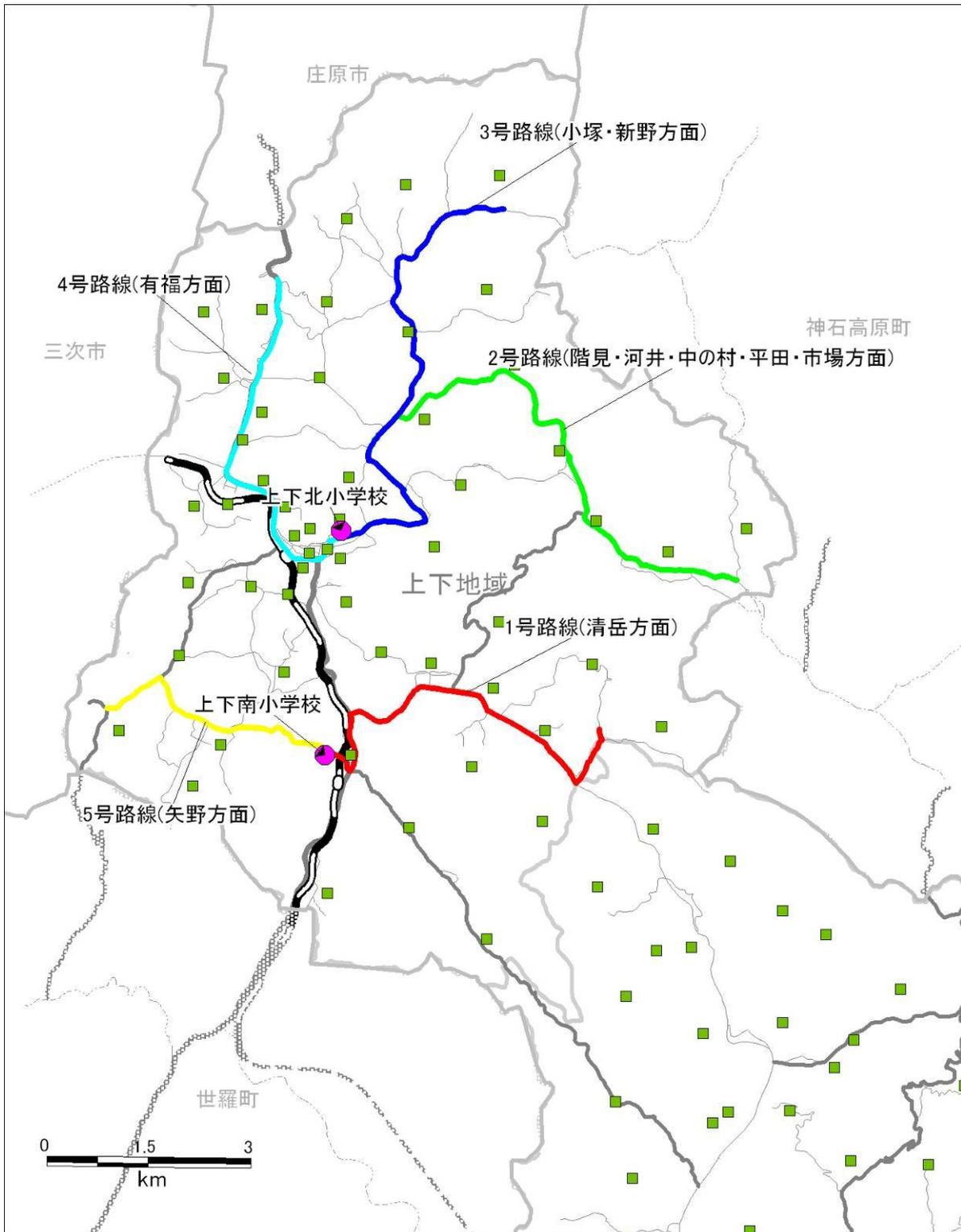


図 1-12 スクールバス・タクシーの運行経路

(5) 移動手段確保に係る行政負担の状況

府中市における住民の移動手段の確保には、企画財政課が所管する路線バスの運行に対する生活交通路線維持費補助金をはじめ、教育委員会の所管するスクールバス・タクシー、保健課が所管する過疎地域移動支援事業（おたっしや号）など各種事業があります。

近年、少子高齢化や過疎化が進む中で、これらの移動手段確保に係る行政負担額は増加傾向にあります。

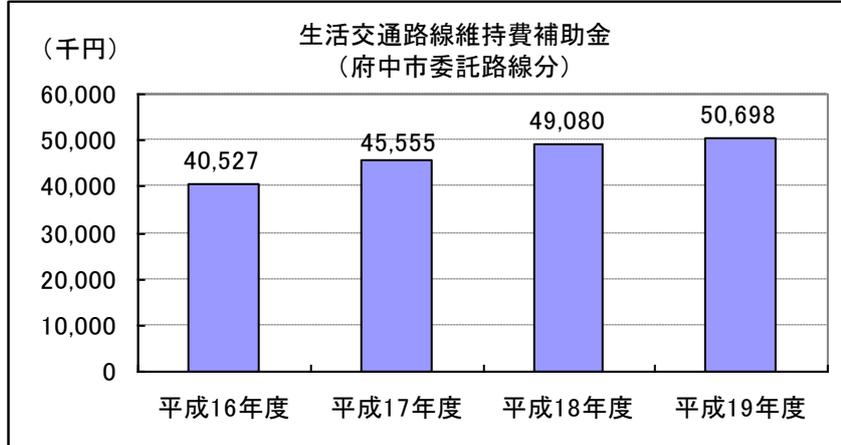


図 1-13 みなし4条路線に対する行政負担額の推移

表 1-9 移動手段確保に係る行政負担状況 (平成19年度実績)

事業名	担当	車種・台数	運行エリア・対象	財源	路線数	経費(千円)
4条運行路線バス 市補助金	企画財政	路線バス車両	府中市内 および 関係市町	単市	11系統	6,328
みなし4条運行路線バス 市補助金 (委託先:中国バス)	企画財政	路線バス車両	府中市内 および 関係市町	単市	34系統	42,141
過疎地域移動支援事業(おたっしや号) (委託先:中国タクシー)	保健	中型バス 29人乗2台	上下	単市	5 (曜日で異なる)	1,826
福祉送迎車両運営事業委託 (委託先:アシナトランジット、中国タクシー)	福祉	ジャンボタクシー 9人乗2台	荒谷、上山、僧殿、父石、本山、栗柄、諸毛、協和	単市	平成19年度末現在 8路線	3,376
通所バス・タクシー (委託先:エクシードタクシー、中国タクシー)	教育総務	中型バス タクシー	上下保育所 岩谷保育所 下川辺保育所	単市	5	13,610
スクールバス・タクシー (委託先:アシナトランジット、エクシードタクシー、昭和タクシー)	教育総務		岩谷小 上下南小 上下北小 北小	単市	7	22,793
児童・生徒の乗合バス通学負担	教育総務		明郷小 北小 第三中 上下中	単市		741
福祉送迎車両運営事業委託(デイスービス) (委託先:中国バス)	福祉	ジャンボタクシー 9人乗2台	1・2中学区	単市	2	2,279
府中市高齢者運動器機能向上事業(送迎業務委託) (委託先:中国バス)	福祉		保健福祉総合センターより1時間以内の地区	地域支援事業(一般高齢者施策)補助事業	1	1,096
府中市立図書館・POM府中市こどもの国行きバス事業 (委託先:アシナトランジット)	図書館 POM	中型バス 28人乗1台	上下～栗生	単市	6	735
タクシー助成金	保健			単市		2,263
タクシー助成金	福祉			単市		3,504
合 計						100,692

(6) 公共交通不便地域の状況

各集落から最寄りのバス停までの距離は、以下の図に示すとおりです。バスの主な利用者である高齢者の中には、バス停までの歩行距離を抵抗に感じる方も居られます。しかし府中市には縁辺部を中心に、バス停までの距離が遠い集落が点在しています。

ただ、こうした地域には、公共交通ではないものの、何らかの移動サービスが確保されていることが大半であり、移動手段の確保検討にあたっては、既存サービスの状況など、地域の置かれた状況を踏まえる必要があります。

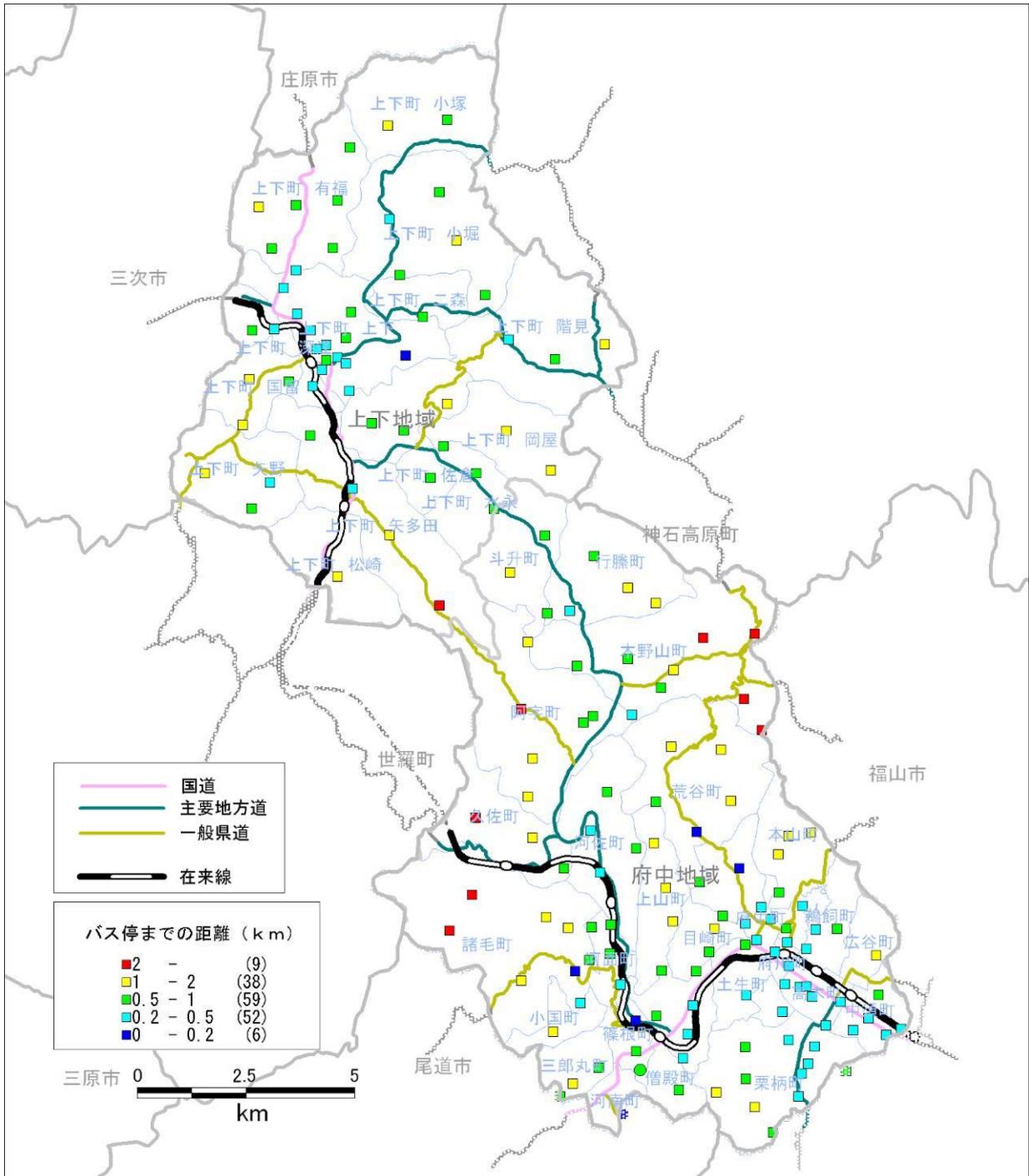


図 1-14 各集落から最寄りバス停までの距離

第2章 府中市地域公共交通総合連携計画の考え方

府中市は市域が広く、各集落から医療施設や商業施設が集積する地域の中心や市街地までの距離が遠い状況にあり、今後もマイカーは住民の移動手段として欠かせない状況にあります。一方で高齢化や少子化による学校の統廃合などにより、今後、公共交通の必要性は高まることが予想できます。

これらを踏まえ、将来的に持続可能な公共交通体系の実現に向け、計画を策定します。

1 地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針

平成19年度に策定した「府中市生活交通再編計画」の基本方針を踏まえ、以下の3つの基本方針を掲げます。

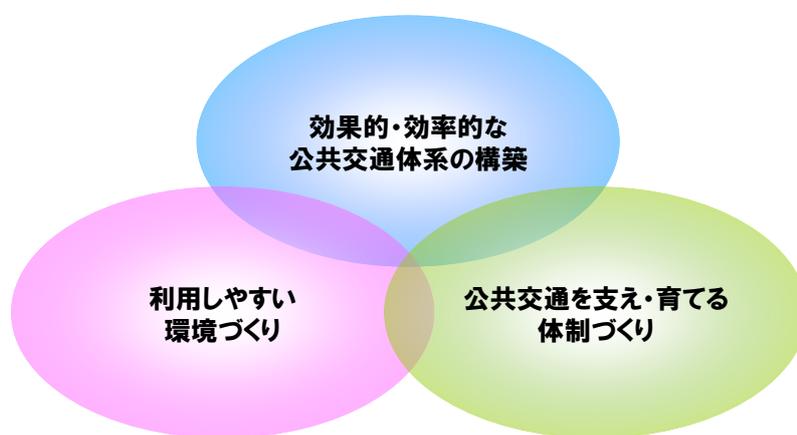


図 2-1 基本方針イメージ

○効果的・効率的な公共交通体系の構築

幹線、支線の2層の交通体系を基本として、効果的・効率的な公共交通体系を構築します。交通体系の検討にあたっては、上位計画である「府中市・上下町合併建設計画」、「第3次府中市長期総合計画」に示された都市の将来像を踏まえ、府中市の中心である府中駅周辺と上下地域の中心である上下駅周辺を拠点としたサービスの提供を検討します。

○利用しやすい環境づくり

わかりやすい路線体系や情報提供など、利用者に利用しやすい環境を提供します。

○公共交通を支え・育てる体制づくり

持続可能な公共交通という観点から、本計画の検討母体である「府中市地域公共交通活性化協議会」をはじめとし、公共交通を考える地域組織の設立・運営の支援や、医療・商業施設といった公共交通の恩恵を受ける組織からの支援などについて検討します。

2 地域公共交通総合連携計画の区域

府中市全域を対象とします。

3 計画期間

平成21年度から平成25年度までの概ね5年間を計画期間とし、事業に取り組みます。

4 地域公共交通総合連携計画の目標

公共交通の活性化・再生に係る目標として、以下の3つを設定します。

○公共交通利用者数の増加

計画期間内に、鉄道、バスといった公共交通全体で利用者の増加を図ります。

○バスサービスに関する満足度の向上

府中市の公共交通体系において中心的な役割を担っているバスサービスに関する満足度の向上を図ります。

○効率的な移動手段確保の実現

同じような経路を運行する複数の移動サービスの機能統合による効率化や、受益者負担の考えに則ったサービス提供により、効率的な移動手段確保の実現を図ります。

持続可能な公共交通体系

【目標】

- 公共交通利用者の増加
- バスサービスに関する満足度の向上
- 効率的な移動手段確保の実現

効果的・効率的な
公共交通体系の構築

利用しやすい
環境づくり

公共交通を支え・育てる
体制づくり

既存の公共交通体系

図 2-2 目標達成イメージ

5 取り組み体制

市民、交通事業者、行政（国、県、市）などによって構成される「府中市地域公共交通活性化協議会」を取り組みの核とし、各主体が一体となって計画の推進に取り組みます。



図 2-3 府中市地域公共交通活性化協議会の開催状況

6 目指す交通体系

総合計画などの上位計画に定められた府中市の拠点である府中駅周辺および上下駅周辺を交通結節点に位置づけ、幹線と支線の2層の交通体系を目指して整備を進めます。

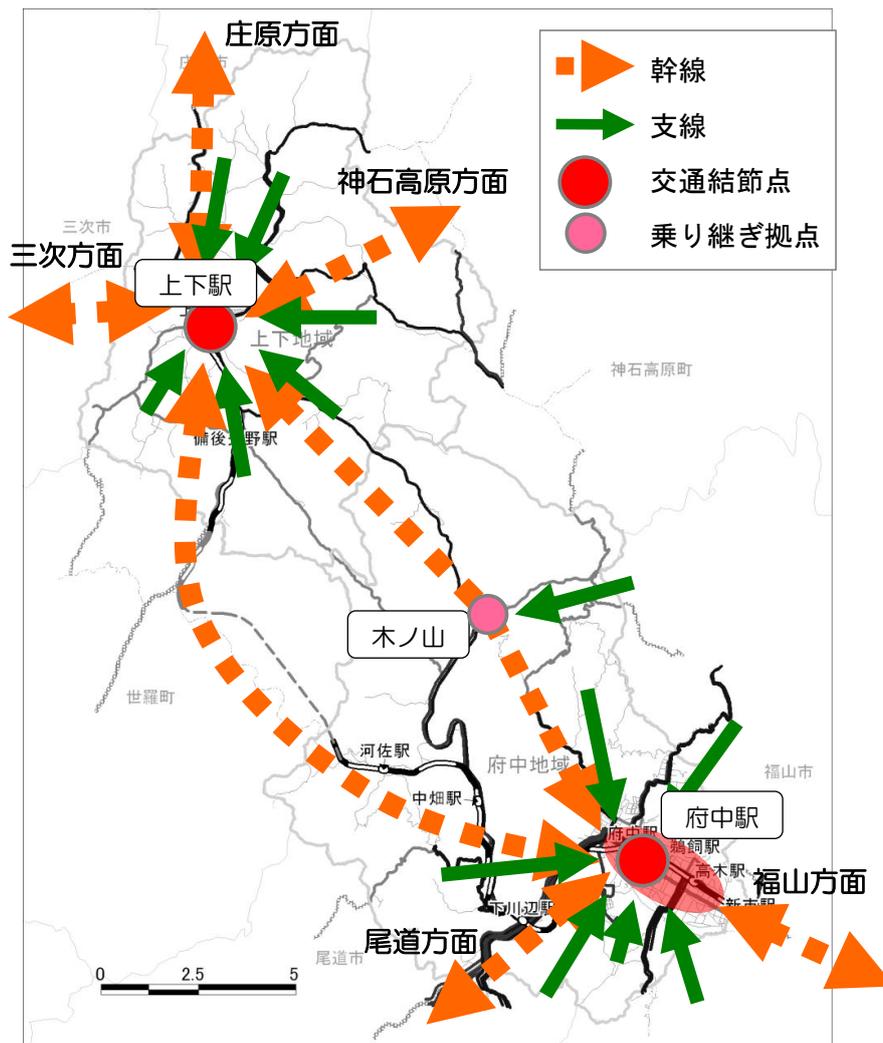


図 2-4 府中市の公共交通の将来像

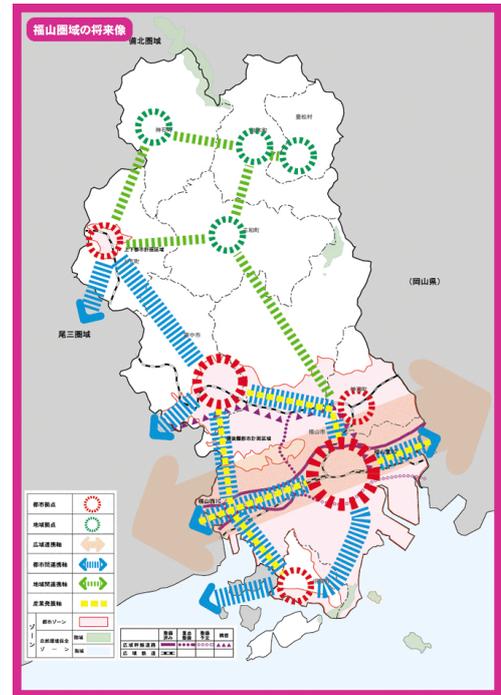
1 効果的・効率的な公共交通体系の構築

(1) 広域移動サービスの見直し

■現状と課題

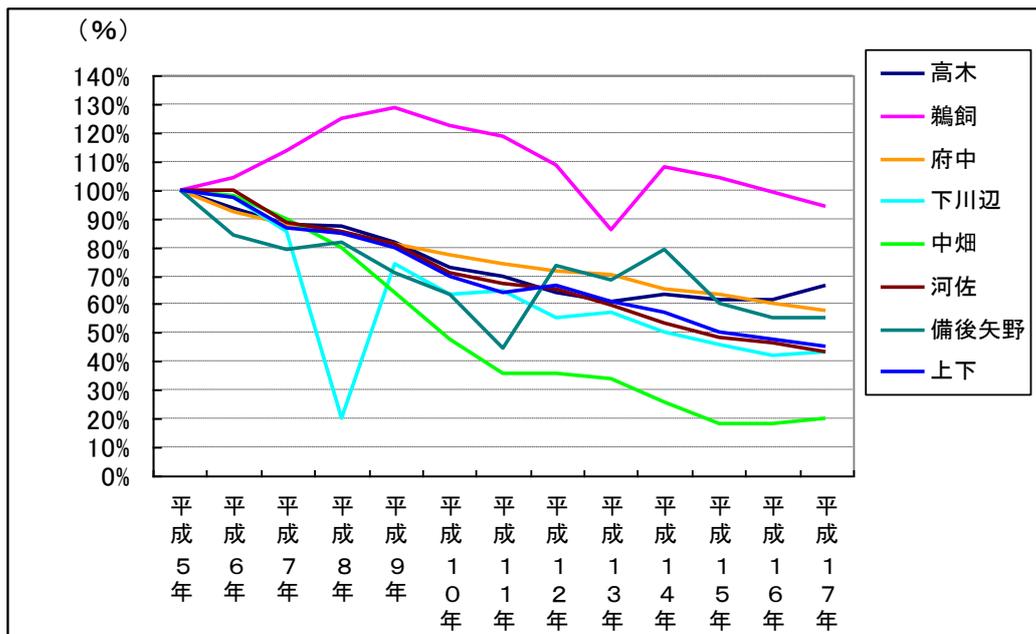
府中市は、福山市、尾道市とともに福山都市圏を形成しており、住民の日常生活においてはこれらの自治体との結びつきが強い状況にあります。その他、特に周辺部においては、隣接する三次市や庄原市、世羅町、神石高原町などとも交流が深く、これらの市町との間に広域移動が見られます。

具体的にこれらの近隣市町との間を結ぶ広域移動サービスとして、府中市ではJR福塩線および路線バスが運行していますが、近年のマイカーの普及、人口減少などに伴い利用者が減少傾向にあります。しかし都市として持続的な発展を続けていくためには、近隣市町との連携・交流は不可欠であり、それを支える基盤となる広域移動サービスを維持していく必要があります。



資料：広島県

図 3-1 福山都市圏の将来像



資料：府中市統計要覧（平成18年度版）

図 3-2 JR福塩線駅別旅客乗車人員（1日平均）の推移（再掲）

■施策の目標

都市として持続可能な発展を続けていくために、公共交通による広域移動サービスの維持存続を図るとともに、必要に応じて効率化を図ります。

■施策の概要

広域移動サービスとして、府中市と近隣市町との間を結ぶJR福塩線、広域バス路線の維持存続のため、これらの役割分担を明確にします。

具体的には、幹線・支線の区分を明確化し、支線については幹線との乗り継ぎ場所となる交通結節点までの移動を、幹線は主に広域の移動を担うこととし、ニーズに応じたサービスの設定により運行の効率化を図ります。

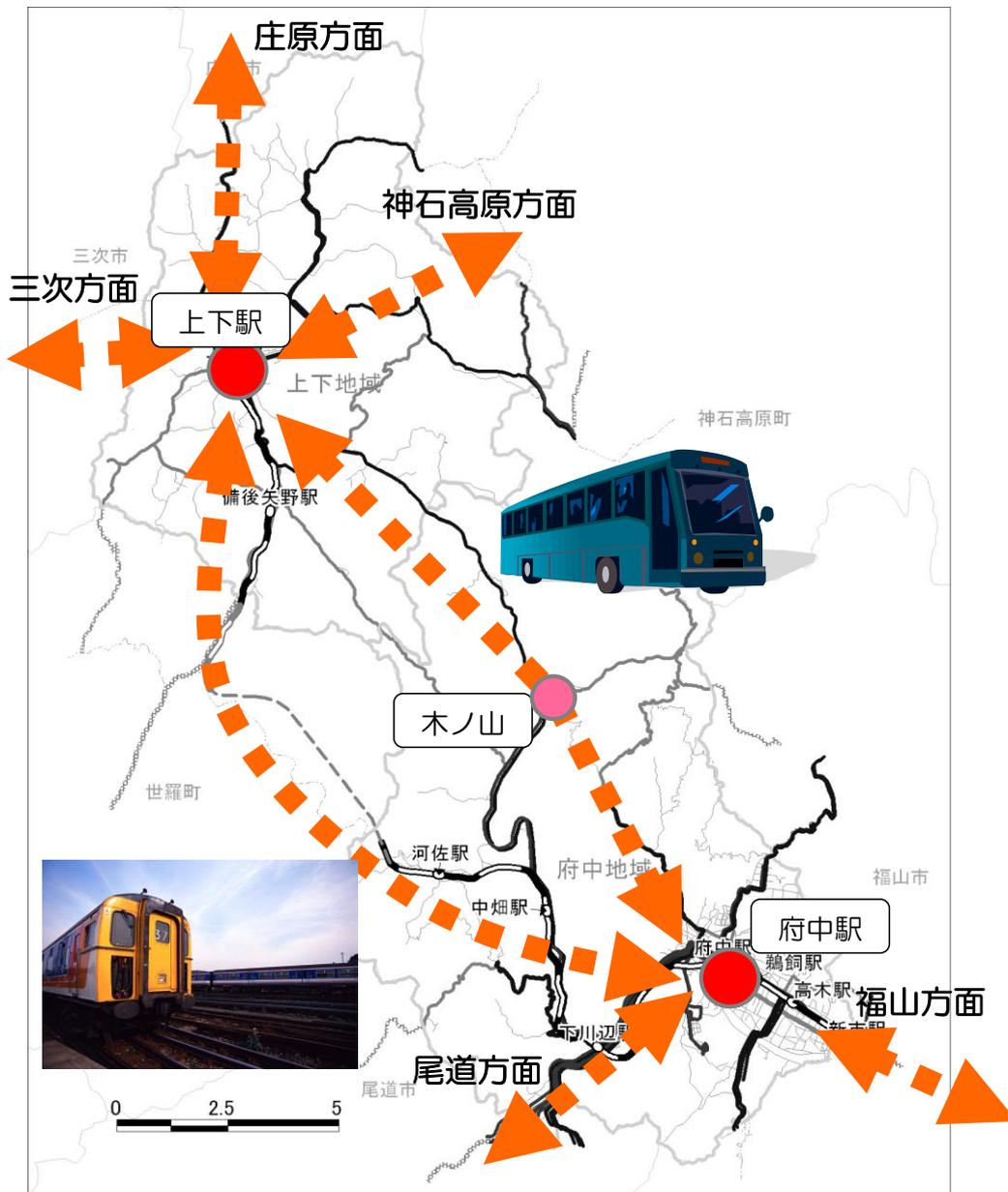


図 3-3 府中市の広域交通体系の方向性イメージ

表 3-2 広域路線の検討の方向性

	H19ヒアリング時の動向	H19乗降調査の主な結果	検討の方向性
福山市	<ul style="list-style-type: none"> 「福山市生活バス交通利用促進計画」策定済み 福山駅～府中駅間の幹線は路線維持（鉄道との棲み分けの検討が必要） 幹線から更に伸びる部分については効率化が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 現在でも一定の利用がある自主運行路線は、運行事業者の経営努力による存続を前提としているため調査を実施せず 	<ul style="list-style-type: none"> 福山駅～府中駅間の幹線は路線維持 本山、金丸方面についても路線維持（必要に応じて周辺の団地への迂回を検討）
尾道市	<ul style="list-style-type: none"> 生活交通に関する検討を平成20年度に検討予定 尾道市の域内運行路線等との比較により、廃止等を今後考える 	<ul style="list-style-type: none"> 一部の系統で、ダイヤによっては地域を跨いだ利用（通院、通学等を含む）が見られる 	<ul style="list-style-type: none"> 尾道市と調整し、利用状況を見ながら、利便性向上・効率化を検討 市、枝上方面の委託路線については、一部路線廃止を検討
三次市	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度末にバスに関する計画を策定し、行政負担の大きな路線については廃止を含めた検討を行っている 	<ul style="list-style-type: none"> 概ね地域ごとに利用が地域内で完結しており、地域を跨いだ利用はほとんど見られない 	<ul style="list-style-type: none"> 三次市と調整し、利用状況を見ながら、系統の分割など見直しを検討（中国バスの車両運用から考えると、現実的には系統の分割は困難と思われる）
世羅町	<ul style="list-style-type: none"> 生活交通に関する計画策定済み 府中市に関連する路線は自主運行路線だが、乗車率が悪いため平成20年9月を目処に廃止を検討したい 	<ul style="list-style-type: none"> 概ね地域ごとに利用が地域内で完結しており、地域を跨いだ利用はほとんど見られない 	<ul style="list-style-type: none"> 世羅町と調整し、利用状況を見ながら、系統の分割・整理を検討 平成21年4月に4系統を廃止
庄原市	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定中 上下町と総領町については生活圏が同じため、路線設定についても配慮が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 一部の系統で、ダイヤによっては地域を跨いだ利用が見られる 	<ul style="list-style-type: none"> 庄原市と調整し、利用状況を見ながら、利便性向上・効率化を検討（中国バスの車両運用から考えると、現実的には系統の分割は困難と思われる）
神石高原町	<ul style="list-style-type: none"> 上下駅前-高蓋間の利用のほとんどは、上下町内のため、廃止等は府中市の判断で構わない 上下駅前-呉ヶ峠は、神石方面から上下方面への通院、上下方面から神石方面への通学利用が見られる（土日祝では、通学利用がないため、効率化の可能性あり） 	<ul style="list-style-type: none"> 一部の系統で、ダイヤによっては地域を跨いだ利用（通院、通学等を含む）が見られる 	<ul style="list-style-type: none"> 神石高原町と調整し、利用状況を見ながら、利便性向上・効率化を検討 上下駅前～高蓋間は、おたっしや号とダイヤが重複する便があるため、減便を検討

(2) 地域内移動サービスの見直し（府中地域）

■現状と課題

空木地区では、一般の路線バスの利用が非常に困難であるため、スクールバスへの一般混乗により移動の確保を実施しています。学校の統廃合によりスクールバスの運行区域が変更になることから、何か別の手段で住民の移動手段を確保していく必要があります。

荒谷地区では、路線バスの利用者が非常に少ない状況にあるため、運行形態の変更など効率化を図っていく必要があります。

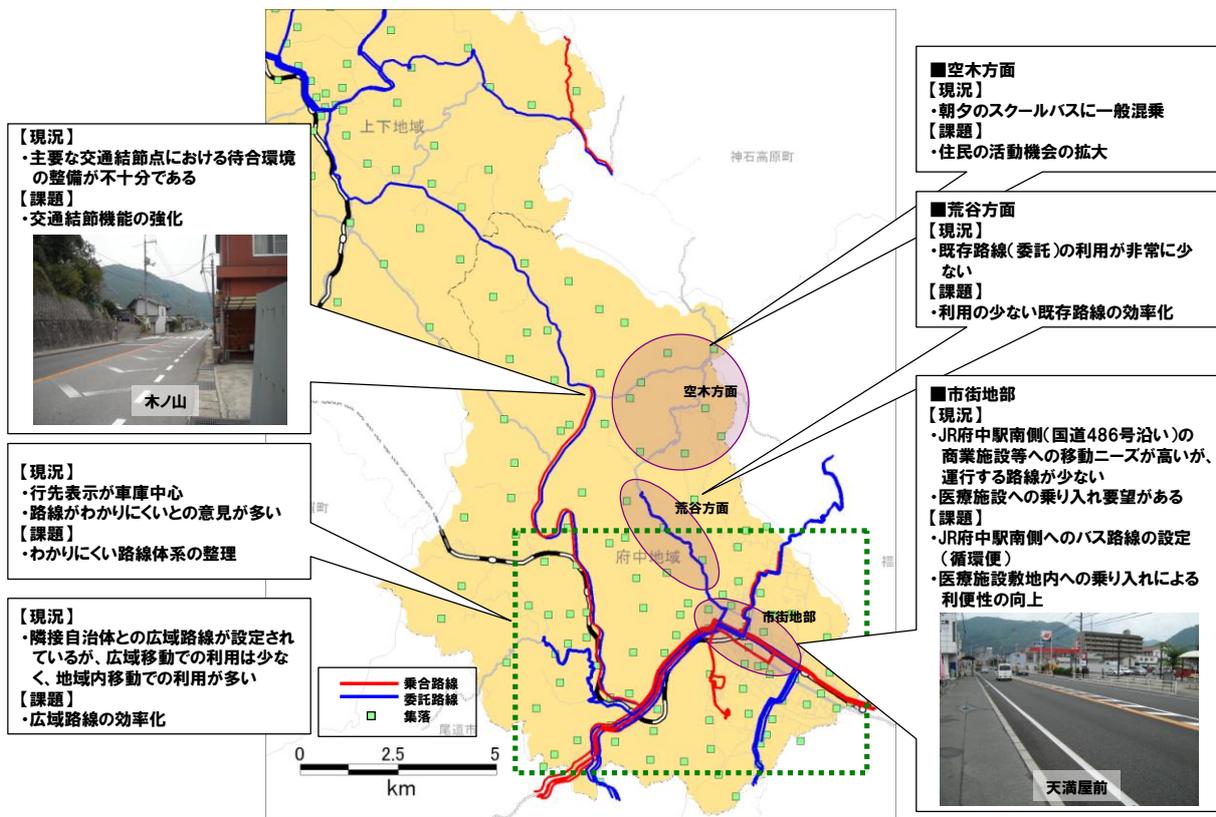


図 3-4 府中地域の現状イメージ

■ 施策の目標

市街地や過疎地が混在する府中地域において、個々の地域特性に応じた移動手段を確保するため、デマンド型乗合タクシーなどを選択肢に含めた多様なサービスを組み合わせ、効率的で利便性の高い交通体系を構築します。

■ 施策の概要

空木地区の住民の移動手段として一般混乗されていた北小学校のスクールバス空木線が、北小学校の明郷小学校への統合に伴い廃止されるため、新たな移動手段を確保します。

また、空木地区に隣接する荒谷地区では、既存のバス路線の利用が非常に少なく、運行効率化に向けた対策が必要な状況にあります。

これらを考慮し、空木地区、荒谷地区を運行する新たな地域公共交通の試験運行を実施します。運行形態については、広範囲に及ぶ比較的少ない需要に効率よく対応するため、予約に応じて運行する予約型乗合タクシーを含めた検討を行い、効果的・効率的な運行を目指します。これら地域公共交通の具体的な計画の策定にあたっては、地域意見交換会を実施し、実際に利用することになる地域住民の意見を取り入れることとします。

また、乗継ぎ拠点として想定される木ノ山停留所については、現在、待合環境（上屋、ベンチ等）の整備が十分な状況にないため、合わせて整備を検討します。

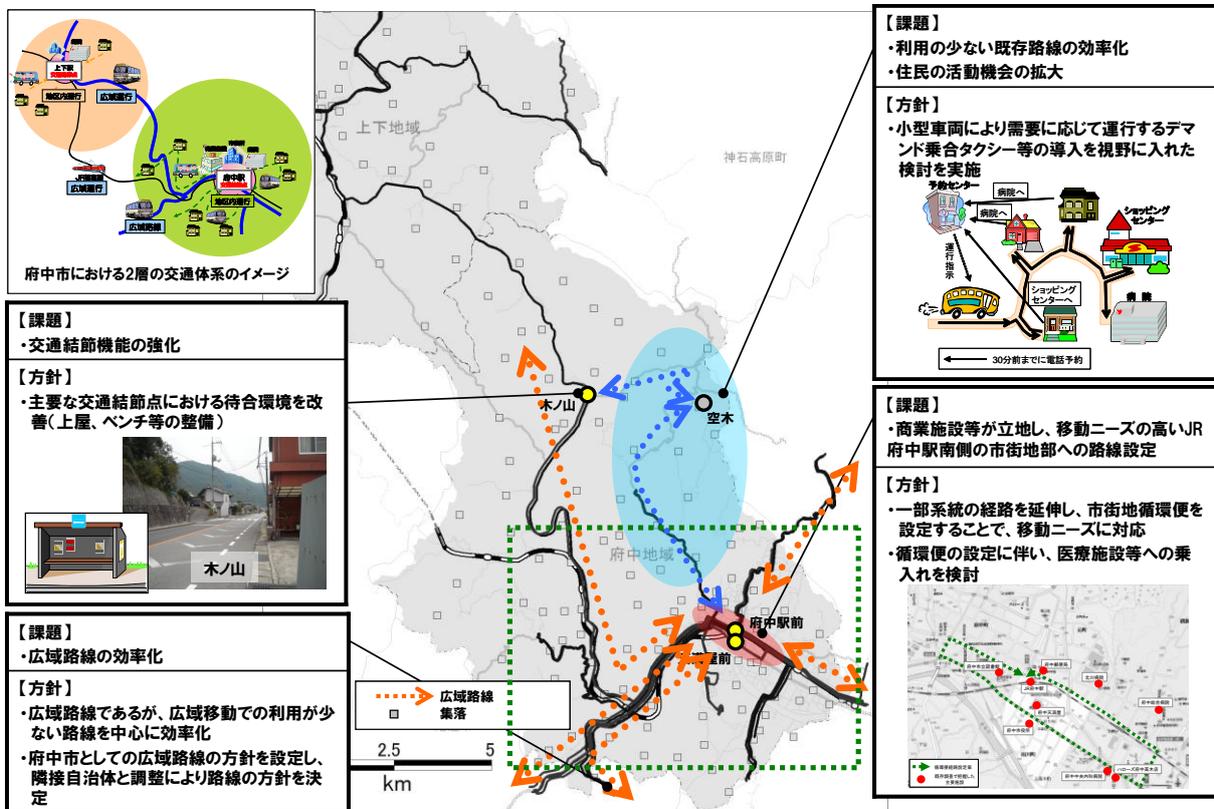


図 3-5 府中地域の施策の方向性イメージ

(3) 地域内移動サービスの見直し（上下地域）

■現状と課題

上下地域における地域内移動サービスは、主に過疎地域移動支援事業（おたっしゃ号）が担い、その他、通学目的限定でスクールバスが運行されています。このほかにも、みなし4条路線バスが庄原、神石高原などとの間を広域的に運行しているものの、実際の利用は各地域の地域内移動に利用されているのが大半です。

これらの複数の移動サービスは、各方面の同じような経路を重複して運行しており、個々のサービスに車両や運転手がそれぞれ必要であるため、非常に非効率な運行となっています。

また、現在の交通体系では、地域において移動ニーズの高い商業施設への移動が困難な状況にあり、交通体系の見直しと併せて移動の確保についての検討が必要です。

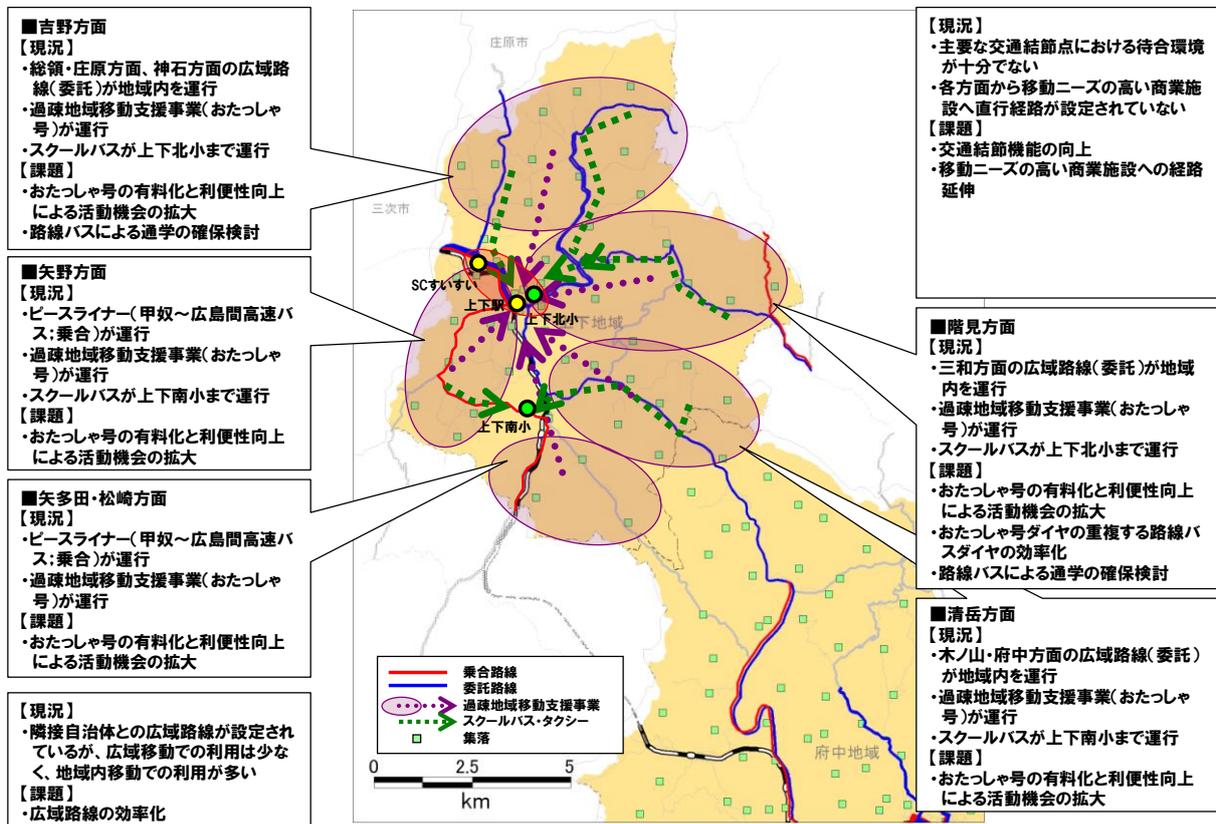


図 3-6 上下地域の現状イメージ

■ 施策の目標

複数の経路が重複する移動サービスを機能統合し、誰でも利用可能な効果的で効率的な公共交通体系を実現します。また、見直しに合わせて、移動ニーズが高い施設への路線の設定と乗り入れについて検討を行います。

■ 施策の概要

上下地域の高齢者の移手段として機能している過疎地域移動支援事業（おたっしゅ号）を地域公共交通化し、誰でも気軽に利用できる移手段にすると同時に、受益者負担の原則に基づき運賃収受の実施を検討します。また、これまで1日1往復（行1便、帰1便）であったサービスの増便（帰2便に）や、移動ニーズの施設への迂回を検討し、地域住民の活動機会の拡大を図ります。

また、みなし4条バス路線などについては、過疎地域移動支援事業（おたっしゅ号）と経路が重複しているものもあるため、同様の機能を持つ便を中心に機能統合し、運行効率化を図ります。

これら地域公共交通の具体的な計画の策定にあたっては、地域意見交換会を実施し、実際に利用することになる地域住民の意見を取り入れることとします。

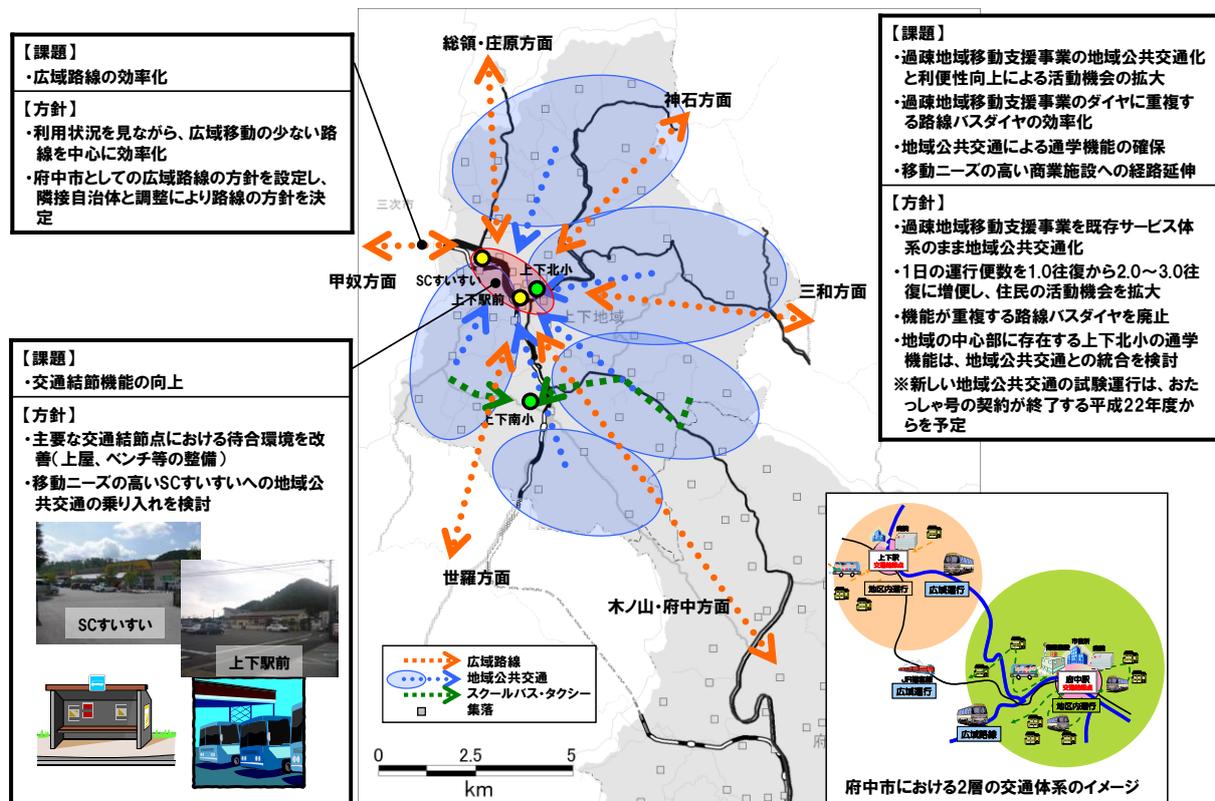


図 3-7 上下地域の施策の方向性イメージ

(4) 市街地移動サービスの見直し

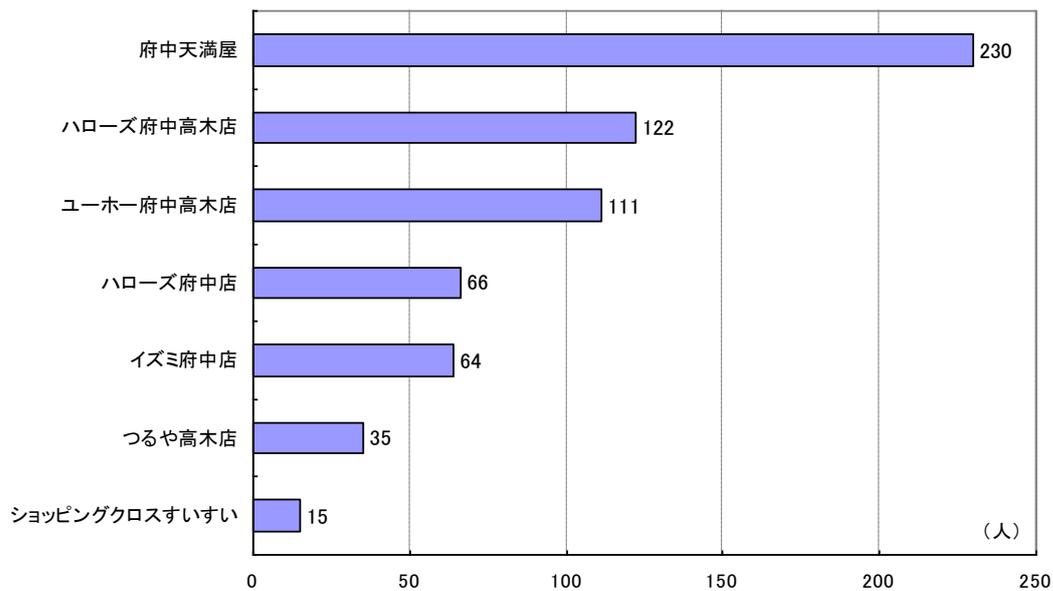
■現状と課題

アンケート調査などによると、JR府中駅南側（国道486号沿い）の商業施設などへの移動ニーズが高いものの、運行するバス路線が非常に少なく、移動ニーズに十分対応できていない状況にあります。また、高齢者を中心に、医療施設等への直接乗り入れ要望も強い状況にあります。

府中市では現在、中心市街地活性化基本計画に沿った事業実施に向けた準備を進めており、市街地における交通体系整備についてもこれと整合を図る必要があります。



図 3-8 現在の路線の状況と移動ニーズ



資料：府中市生活交通再編計画（H19）

図 3-9 アンケート調査における買物移動ニーズ

(5) 交通結節点や主要拠点の機能向上

■現状と課題

第2章の「5 目指す交通体系」で示した幹線、支線の2層の交通体系を実現するため、交通結節点や主要拠点を重点的に整備する必要があります。

交通結節点や主要拠点として位置付ける各地点においても、ベンチや上屋がないなど、乗り継ぎなどによる待ち時間を過ごすには機能が不十分なものもあります。

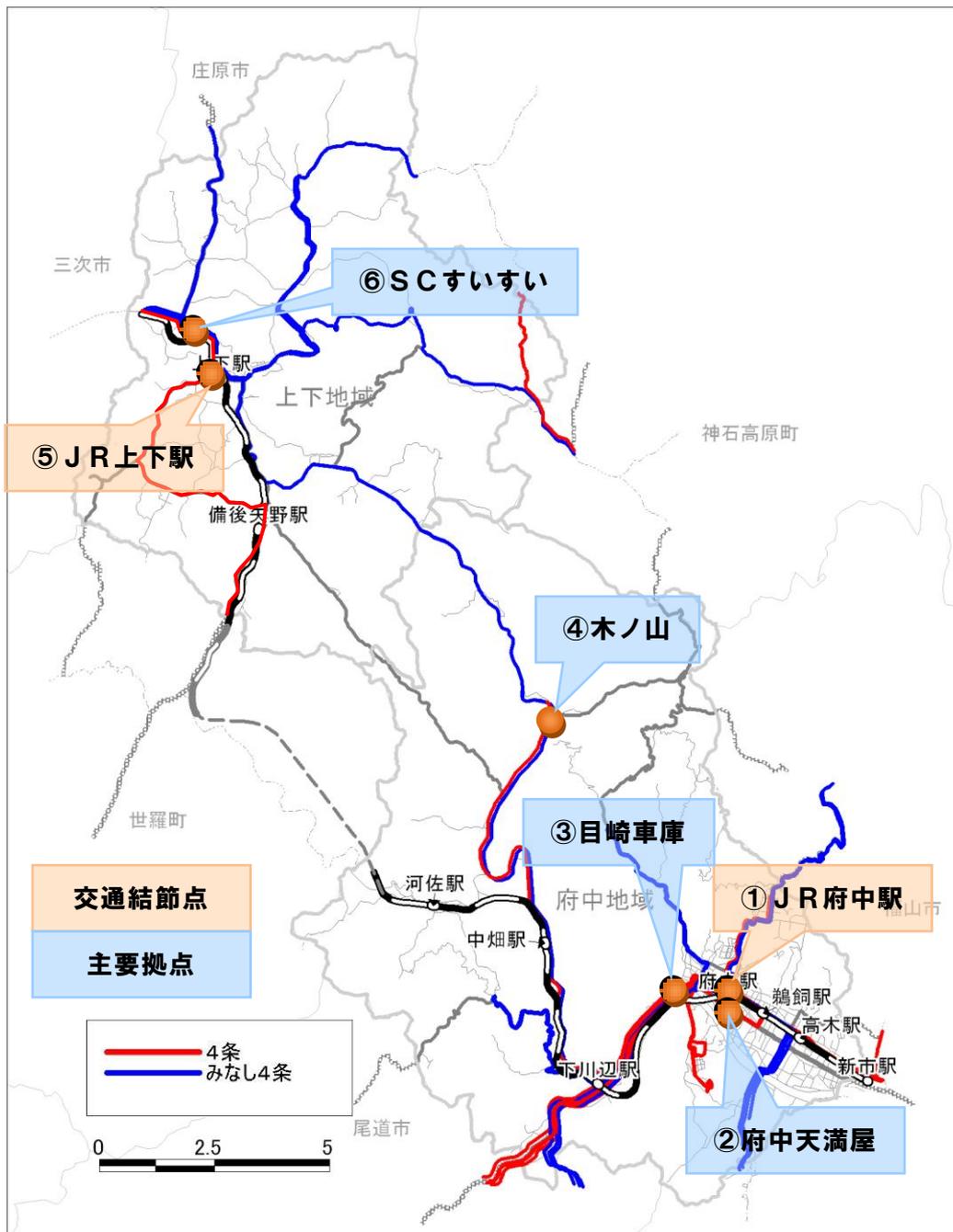


図 3-11 交通結節点や主要拠点の位置

■ 施策の目標

使いやすく快適な待ち合い空間とスムーズな乗り継ぎ環境を目指し、交通結節点や主要拠点の役割に応じた機能の向上に取り組みます。

■ 施策の概要

利用頻度の高い交通結節点、主要拠点を中心に、ベンチ、上屋などの施設整備について検討します。

	①JR府中駅	項目	有無		項目	有無
	屋根・上屋	×	×		屋根・上屋	×
	椅子、ベンチ	×	×		椅子、ベンチ	×
	駐輪場・駐車場	×	×		駐輪場・駐車場	×
	トイレ	×	×		トイレ	×
	付属施設等	特になし	特になし		付属施設等	特になし
付属施設等	—	—	付属施設等	—		
付属施設等	—	—	付属施設等	—		
	②府中天満屋	項目	有無		項目	有無
	屋根・上屋	下り線のみ○	×		屋根・上屋	×
	椅子、ベンチ	下り線のみ○	×		椅子、ベンチ	×
	駐輪場・駐車場	×	×		駐輪場・駐車場	×
	トイレ	×	×		トイレ	×
	付属施設等	特になし	特になし		付属施設等	特になし
付属施設等	—	—	付属施設等	—		
付属施設等	—	—	付属施設等	—		
	③目崎車庫	項目	有無		項目	有無
	屋根・上屋	○	×		屋根・上屋	×
	椅子、ベンチ	○	×		椅子、ベンチ	×
	駐輪場・駐車場	○	×		駐輪場・駐車場	×
	トイレ	○	×		トイレ	×
	付属施設等	時計	付属施設等		ショッピングセンター内にトイレ、時計、自動販売機がある	
付属施設等	自動販売機	付属施設等				
付属施設等	路線図	付属施設等				

図 3-12 交通結節点の状況



図 3-13 上屋付バス停の例

2 利用しやすい環境づくり

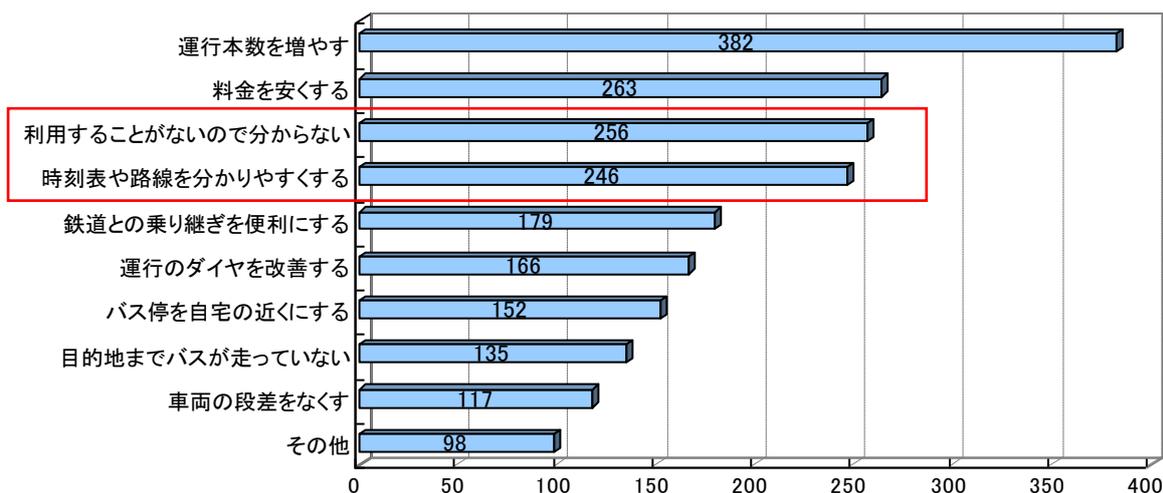
(1) わかりやすい情報提供の実施

■現状と課題

公共交通を利用するにあたり、必要な情報が十分に提供できていない状況にあります。特に路線バスに関する情報提供は、交通事業者による代表的なバス停における時刻表のみであり、情報が不足している状況にあります。

アンケート調査においても、時刻表や路線のわかりにくさが指摘されているほか、「利用することがないので分からない」との回答も多く、情報提供を積極的に実施する必要があります。

また、これと同時に行先表示の改善と合わせた路線図や時刻表の改善も同時に検討する必要があります。



資料：府中市生活交通再編計画（H19）

図 3-15 現状バスサービスに対する意見

■施策の目標

バスに関する情報提供ツールを作成し、バスの認知度の向上を図るとともに、利用を促進します。

■施策の概要

バスの路線図、時刻表を掲載したバスマップを作成し、住民や来訪者の手に届くところに設置します。



(2) 公共交通を支える基盤環境の整備

■現状と課題

公共交通を支える基盤環境として、バス停やそれに掲示されている時刻表、路線図などがありますが、それらに不良箇所があると、利用者にとっては利用しにくいものになります。このようなバス停施設の基本的な機能を再度点検し、不良箇所については補修、更新する必要があります。

また、特に地域の縁辺部においては、奥に集落や目的施設が存在するものの、そこにたどり着くまでの道路の整備が遅れており、公共交通車両の通行、離合などが困難な箇所が見られます。

移動手段確保の観点からも、こうした基盤環境の整備を優先的に進め、公共交通を使うことのできる環境を整える必要があります。



図 3-17 不良バス停の例



図 3-18 未整備道路区間の例

■施策の目標

公共交通を利用するための基本要素を踏まえ、不足箇所についてはそれらの整備を図ります。

■施策の概要

バス停やその掲示物（時刻表、路線図）については、バスを利用するための最も基本的な要素であり、これが欠けていては、利用増は望めません。これらの基本的要素については、既存のものをすべて再点検し、不良箇所があれば速やかに補修、更新を実施します。

道路環境等のインフラ側の不備については、地域の置かれた状況を踏まえた上で、費用対効果を見極めながら整備を進めます。



3 公共交通を支え・育てる体制づくり

(1) 地域との連携

■現状と課題

本市では公共交通を継続的に考える基本的な体制として、「府中市地域公共交通活性化協議会」が発足したばかりであり、今後はこの協議会を主体に、継続的に市全体の公共交通を考えていく必要があります。

また、移動ニーズへの対応、持続可能な公共交通という観点から、地域住民が主体となり、路線再編、利用促進などを考える組織づくりが必要です。そして、その組織により検討され、必要性が確認された公共交通について、行政は財政支援を行う必要があります。



図 3-19 府中市地域公共交通活性化協議会の開催状況（再掲）

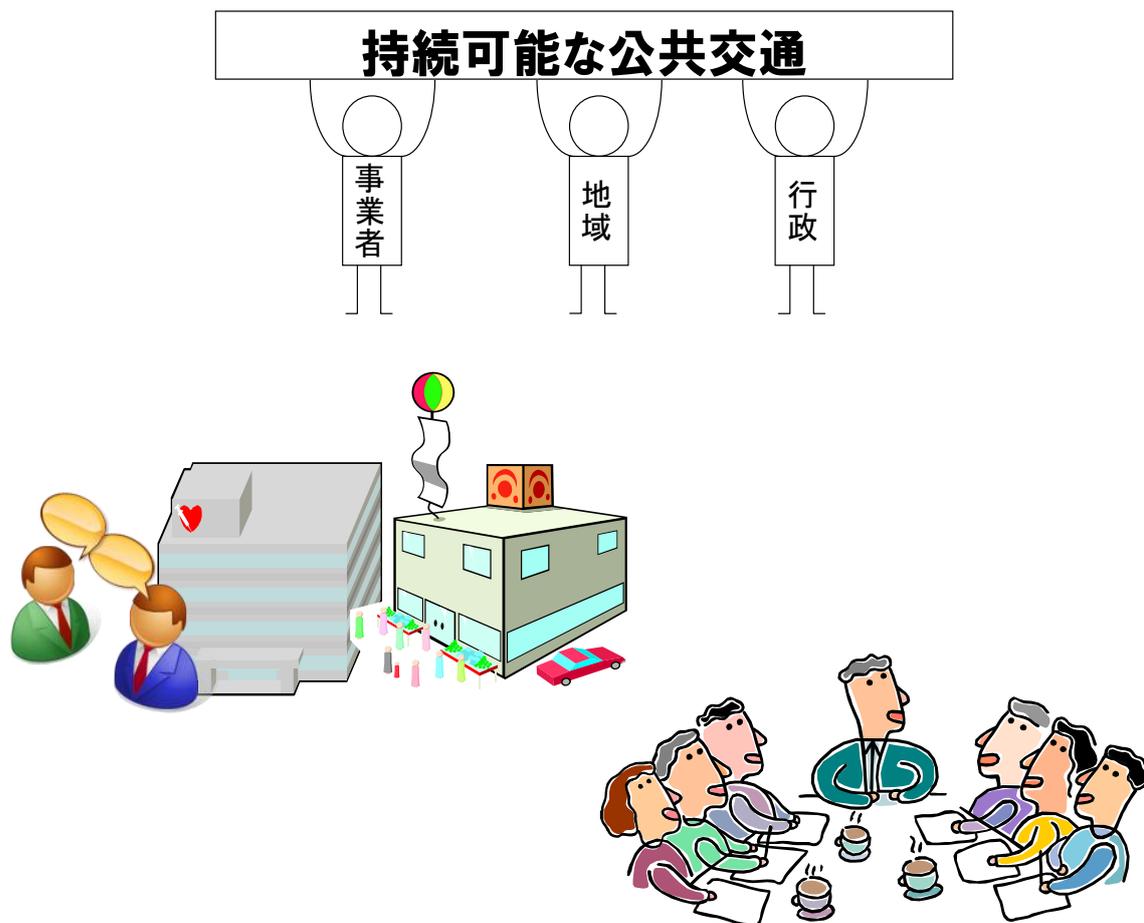
■ 施策の目標

市民、交通事業者、行政が、公共交通の直面している課題を共有し、ともに考え、ともに支え・育てる体制を構築します。

■ 施策の概要

地域住民の日常の移動手段となる地域内移動サービスを検討するにあたっては、地域とともに課題を認識し、解決のアイデアを考えるプロセスが重要です。このプロセスを経ることで、地域住民にとっても地域公共交通への愛着が湧き、積極的に利用しようとする好循環が生まれます。

地域内移動サービスの見直し検討にあたっては、地域住民を交えた意見交換会を実施し、地域の実情に応じた交通体系を地域とともに考え、実現します。また、地域の医療・商業施設などの、公共交通の恩恵を受ける各主体から費用負担を募り、地域により守られた持続可能な地域公共交通の実現を目指します。



(2) モビリティ・マネジメントの実施

■現状と課題

近年の急速な少子高齢化の進展、マイカー利用の増加により、公共交通の利用は減少傾向にあり、維持存続に困難な状況が生じています。人口密度が低く、多くの需要が望めない中山間地域において、その傾向は顕著であり、持続可能な公共交通を構築することは非常に重要な課題です。

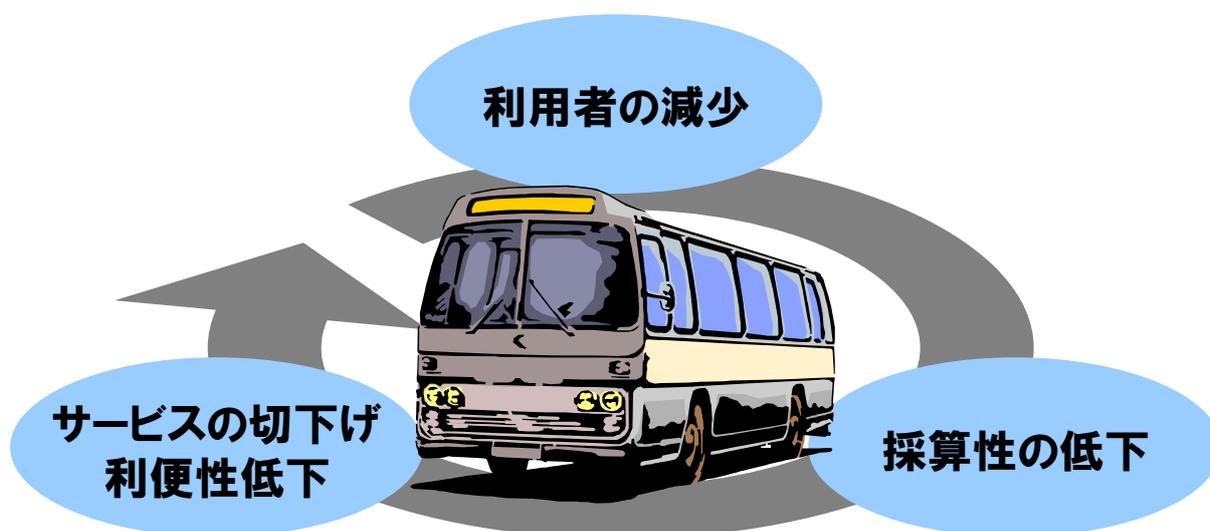


図 3-20 公共交通を取り巻く負のスパイラルのイメージ

■ 施策の目標

持続可能な公共交通とするため、地域全体で公共交通を守り・支える意識の醸成を図ります。

■ 施策の概要

地域の将来を担う小学生等に対し、総合的な学習の時間の中で「公共交通」をテーマとして取り上げた授業を実施します。授業を受ける児童本人の他、その保護者、教諭、地域と一緒に学ぶことで「公共交通を守り・支える意識」の啓発に取り組むことを検討します。

取組みの中で、児童は地域やそこに住む高齢者の特性などを学ぶとともに、公共交通の必要性を学び、それを地域に波及させることで、地域全体で「公共交通を守り・支える意識」の醸成を図ります。

また、こうした活動に加え、バスの主な利用者となる高齢者の外出を促進するため、これに合わせて運賃割引等の施策を検討します。



図 3-21 小学生の授業における成果の例
(地域のお年寄りが利用する交通手段のグラフ)



第4章 目標を達成するために行う事業及びその実施主体

第3章で示した事業の方向性のうち、計画策定時点で事業内容や実施主体が確定している事業は以下の通りです。その他の事業については、事業の詳細、実施主体等が確定した段階で追記し、計画変更を行います。

事業名	市街地循環便の試験運行、利用促進、運行改善				
実施主体	府中市、(株)中国バス				
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 既存のバス路線の一部系統の経路を延伸し、市街地循環便を設定することで、市街地国道側の移動ニーズに対応 調整により医療施設などへの乗り入れを検討し、利便性の向上を図る 				
実施スケジュール					
	H21年4月	H21年10月	H22年4月	H22年10月	H23年4月
	サービス詳細調整		試験運行	本格運行(予定)	

事業名	交通結節点の機能向上				
実施主体	府中市、(株)中国バス				
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 学校統廃合により、児童の利用増加が予想される大渡橋停留所の改善 ベンチ、上屋の改修を実施 その他の交通結節点についても改善を検討 				
実施スケジュール					
	H21年4月	H21年10月	H22年4月	H22年10月	H23年4月
					大渡橋改修実施

第4章 目標を達成するために行う事業及びその実施主体

事業名	わかりやすい情報提供の実施（バスマップ、時刻表などの作成）				
実施主体	府中市、(株)中国バス				
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・バスの路線図、時刻表を掲載したバスマップを作成し、住民や来訪者の手に届くところに設置 				
実施スケジュール					
	H21年4月	H21年10月	H22年4月	H22年10月	H23年4月
					作成、配布 →

事業名	公共交通を支える基盤環境の整備（不良バス停の改善、整備）				
実施主体	府中市、(株)中国バス				
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・バスを利用するための最も基本的な要素であるバス停やその掲示物（時刻表、路線図）について、既存のものをすべて再点検し、不良箇所があれば速やかに補修、更新を実施 ・その他、道路環境等のインフラ側の不備については、地域の置かれた状況を踏まえた上で、費用対効果を見極めながら整備を実施 				
実施スケジュール					
	H21年4月	H21年10月	H22年4月	H22年10月	H23年4月
				バス停調査→	不良バス停改善実施 →

事業名	府中地域における地域公共交通の試験運行、利用促進、運行改善				
実施主体	府中市、アシナトランジット(株)				
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通（一般混乗のスクールタクシー）が廃止されることに伴い、木野山町(空木)においてデマンド型乗合タクシーの試験運行を実施 ・利用が低迷している既存路線バスに代わる効率的な公共交通導入を図るため、荒谷町(荒谷)においてデマンド型乗合タクシーの試験運行を実施 				
実施スケジュール					
	H21年4月	H21年10月	H22年4月	H22年10月	H23年4月
			バス停調査	不良バス停改善実施	バス停調査→
					不良バス停改善実施 →

資料編

○用語解説

○府中市地域公共交通活性化協議会規約

○府中市地域公共交通活性化協議会委員名簿

用語解説

■公共交通

誰もが利用できる地域や社会で共有する乗り物のこと。

■路線バス

予め定められた経路を定期的に運行するバスのこと。民間の交通事業者が道路運送法第4条に基づき運行する「乗合バス（4条路線）」と、民間の交通事業者が撤退した路線を自治体等が引継ぎ、事業者に依頼（委託）して運行する「廃止代替バス（みなし4条路線）」や、同じく自治体が引継ぎ、自治体が直営で運行する「廃止代替バス（78条路線）」が存在する。

■廃止代替バス

乗合バスが廃止された後を受けて、自治体（市町村）が直営または事業者へ依頼（委託）して運行するバス。

■生活圏

人々の生活の行動範囲を表す範囲。買物、仕事、医療、教育等、人により様々な行動範囲が存在する。

■生活交通

通勤、通学、通院、買物など、住民の日常生活に必要な不可欠な交通。府中市では、主に鉄道（JR福塩線）や路線バスがこれに該当する。

■公共交通不便地域

公共交通の利用が不便な地域を指す概念。一般的にはバス停からの距離やバスの運行本数等で定義する。

■高齢化率

総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合を指す指標。

■交通結節点

異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。

■試験運行

仮に設定した路線、サービス内容に基づき、利用状況などを検証し、本格運行に移行できるかどうかの検討のために試験的に実施する運行のこと。

■モビリティ・マネジメント（MM）

過度にマイカーに依存した生活から、“かしこく”マイカーと公共交通を利用する生活へ、行動の変化を期待するコミュニケーションを中心とした交通政策。

■デマンド型乗合タクシー

乗車定員 10 人未満のタクシー車両を用い、ドア・ツー・ドアの送迎を行うタクシーに準じた利便性と、乗合・低料金というバスに準じた特徴を兼ね備えた移動サービス。予約に応じて運行・休止する。

府中市地域公共交通活性化協議会規約

平成20年2月1日制定

(目的)

第1条 府中市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を広島県府中市府川町315番地に置く。

(業務)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関すること。
- (5) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長、監査委員及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人
- (3) 監査委員2人

3 会長、副会長及び監査委員は相互に兼ねることはできない。

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、次条に規定する委員の中から、これを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 住民又は利用者代表
- (3) 一般旅客自動車運送事業者

- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (5) 中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者
- (6) 広島県知事又はその指名する者
- (7) 道路管理者
- (8) 府中警察署長又はその指名する者
- (9) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 前条の委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たな委員となった者の任期は、前任者の残存期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 前4項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第10条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、府中市総務部企画財政課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、府中市からの負担金及び国からの補助金等をもって充てる。

(監査)

第14条 監査委員は、協議会の出納監査を行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第16条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、府中市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年府中市条例第30号）の例による。

(協議会が解散した場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年2月1日から施行する。

府中市地域公共交通活性化協議会 委員名簿

区 分		所 属	役 職	氏 名
市長又は市長が指名する者	市	府中市	副市長	石岡勝朗
一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	事業者代表	(株)中国バス	代表取締役専務	田中秀明
一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	事業者代表	中国タクシー(株)	代表取締役社長	藤枝俊治
	事業者団体代表	(社)広島県タクシー協会東部支部	副支部長	橋高馨
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	労組代表	私鉄中国地方労働組合中国バス支部	府中分会書記長	宮前富男
市民又は利用者	市民・利用者代表	府中市老人クラブ連合会	会 長	森橋幸雄
		府中市町内会連合会	会 長	栗原進
		府中市社会福祉協議会	会 長	高橋和子
運輸行政監督機関	運輸行政	中国運輸局広島運輸支局	首席運輸企画専門官	富田直也
協議会の運営上必要と認められる者	交通管理者	府中警察署交通課	課 長	井上秀美
	道路管理者	府中市	建設部長	田原春二
	その他行政(県)	広島県企画振興局地域振興部地域政策課交通対策室	室 長	七寶敏則
	その他行政(市)	府中市	総務部長	門田隆
	その他行政(市)	府中市	市民生活部長	寺岡泰弘
	その他行政(市)	府中市	教育部長	本多進